

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年9月27日

【事業年度】 第23期(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

【会社名】 株式会社アイスタイル

【英訳名】 istyle Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長CEO 吉松 徹郎

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

【電話番号】 03 (6161) 3660

【事務連絡者氏名】 取締役副会長CFO 菅原 敬

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

【電話番号】 03 (6161) 3660

【事務連絡者氏名】 取締役副会長CFO 菅原 敬

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月
売上高 (百万円)	28,470	32,193	30,564	30,950	34,401
経常利益又は経常損失 (百万円)	2,147	380	2,438	795	593
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	1,184	519	5,020	379	571
包括利益 (百万円)	650	780	5,210	624	571
純資産額 (百万円)	12,008	10,761	5,413	8,109	8,652
総資産額 (百万円)	21,911	22,003	24,157	22,235	22,168
1株当たり純資産額 (円)	180.65	159.76	79.44	110.60	118.31
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	18.62	8.05	76.94	5.50	8.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	17.12			5.28	
自己資本比率 (%)	53.0	47.1	21.5	35.5	38.1
自己資本利益率 (%)	10.6	4.7	64.6	5.8	7.0
株価収益率 (倍)	65.4			94.5	
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,750	154	202	1,553	1,276
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,779	4,096	2,399	389	1,529
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,877	1,176	6,026	1,557	1,354
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	5,985	3,184	6,584	7,094	5,690
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	1,016 (124)	1,175 (170)	1,161 (177)	1,009 (169)	967 (158)

- (注) 1 従業員数は、就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数(パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。)は、年間の平均人数を(外数)で記載しております。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 3 第20期、第21期、第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在せず、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 4 第20期、第21期、第23期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2018年 6月	2019年 6月	2020年 6月	2021年 6月	2022年 6月
売上高 (百万円)	6,244	6,682	6,973	6,632	7,012
経常利益又は経常損失 (百万円)	618	449	1,659	732	458
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	398	858	4,579	1,106	517
資本金 (百万円)	3,556	3,647	3,703	4,756	4,756
発行済株式総数 (株)	66,927,600	67,497,200	68,043,800	74,146,800	74,146,800
純資産額 (百万円)	9,529	8,825	4,310	5,288	6,116
総資産額 (百万円)	17,987	18,520	20,477	19,354	19,988
1株当たり純資産額 (円)	147.20	134.08	64.47	73.18	85.58
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	0.50 ()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	6.26	13.29	70.18	16.04	7.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	5.76				
自己資本比率 (%)	52.6	46.9	20.6	27.0	30.6
自己資本利益率 (%)	4.3	9.5	71.0	23.4	9.1
株価収益率 (倍)	194.3				31.7
配当性向 (%)	8.0				
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	442 (11)	524 (12)	513 (15)	479 (10)	449 (7)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	137.1 (109.7)	84.2 (100.6)	30.2 (103.8)	58.6 (132.1)	25.8 (130.3)
最高株価 (円)	1,807	1,561	994	607	571
最低株価 (円)	610	604	176	229	147

- (注) 1 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。
- 2 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第23期の期首から適用しており、第23期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 3 第20期、第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在せず、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
また、第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 4 第20期、第21期、第22期の株価収益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
- 5 最高株価および最低株価は、東京証券取引所市場第一部（現プライム市場）におけるものであります。

2 【沿革】

年月	事項
1999年7月	化粧品に関する消費者情報をデータベース化し、企業の各種マーケティング活動を支援することを目的として、有限会社アイ・スタイル(東京都世田谷区、資本金3百万円)を設立
1999年12月	インターネットのコスメ情報ポータルサイト「@cosme(アットコスメ)」をオープン
2000年4月	株式会社アイスタイル(資本金24百万円)へ組織変更
2000年6月	化粧品メーカーへの各種マーケティング支援サービスを本格始動
2000年7月	「@cosme」において広告枠の販売を開始し、メディア事業の運営を開始
2000年12月	本店を東京都渋谷区へ移転
2002年11月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの運営するi-modeの公式サイトとして「i-mode版@cosme」をオープン 化粧品オンラインショッピングサイト「cosme.com(コスメ・コム)」(現 @cosme SHOPPING)をオープンし、EC事業の運営を開始
2005年4月	本社を東京都港区に移転
2007年3月	店舗支援業務で提携をしていた株式会社たしる薬品出資の株式会社コスメネクスト(現 株式会社アイスタイルリテール)、ルミネエスト新宿に「@cosme STORE(アットコスメストア)」第1号店をオープン
2008年1月	転職・求人サイト「@cosme CAREER」をオープン
2008年2月	EC事業を目的として株式会社コスメ・コムを設立(現 株式会社アイスタイルリテール) 「@cosme STORE」の運営会社である株式会社コスメネクスト(現 株式会社アイスタイルリテール)に資本参加し連結子会社化、店舗事業の運営を開始
2010年1月	コスメ情報ポータルサイト「@cosme」のPCサイトを、より幅広く女性の美容をサポートする「美容系総合ポータルサイト」へとリニューアル
2010年9月	株式会社コスメネクスト(現 株式会社アイスタイルリテール)を完全連結子会社化
2010年12月	i-mode版「@cosme」にて有料サービスであるプレミアム会員サービスを開始
2012年3月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2012年5月	海外展開の本格化を目的として、istyle Global (Hong Kong) Co., Limited(現 istyle China Corporation Limited)を設立 「ispot」の運営会社である株式会社アイスタイルビューティソリューションズに資本参加し連結子会社化
2012年8月	シンガポールにistyle Global (Singapore) Pte. Limitedを設立
2012年10月	中国にistyle China Co., Limitedを設立
2012年11月	インドネシアにPT. Creative Visions Indonesiaを設立
2012年11月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2014年7月	ビューティー・トレンド・ジャパン株式会社の全株式を取得
2014年11月	投資育成事業の開始に伴い、株式会社アイスタイルキャピタル(現 株式会社アイスタイル)を設立
2014年12月	海外向け化粧品卸売事業の開始に伴い、株式会社アイスタイルトレーディングを設立
2015年5月	株式会社アイスタイルビューティソリューションズを完全連結子会社化
2015年7月	株式会社アイスタイルキャリアを設立
2015年9月	株式会社メディア・グローブの株式を取得し連結子会社化 PT. Creative Visions Indonesiaの全株式をエキサイト株式会社に譲渡
2016年3月	株式会社ISパートナーズを設立
2016年7月	株式会社istyle makers設立準備会社(現 株式会社アイスタイルトレーディング)設立
2016年9月	株式会社Eat Smartの株式を取得し連結子会社化 株式会社ユナイテッド・コスメの株式を取得し連結子会社化
2016年10月	istyle Retail(Hong Kong) Co., Limitedを設立
2017年5月	Hermo Creative (M) Sdn. Bhd.の株式を取得し連結子会社化 i-TRUE Communications Inc.の株式を取得し連結子会社化
2017年7月	MUA Inc.の株式を取得し連結子会社化 株式会社アイスタイルビューティソリューションズを吸収合併
2018年1月	株式会社アイスタイルウィズを設立
2018年4月	istyle Retail (Thailand) Co., Limitedを設立
2020年1月	原宿に大型旗艦店「@cosme TOKYO」をオープン
2020年4月	株式会社アイスタイルが株式会社アイスタイルキャピタルを吸収合併 株式会社アイスタイルトレーディングが株式会社アイメイカーズを吸収合併
2021年1月	Hermo Creative (M) Sdn. Bhd.の全株式を譲渡
2021年7月	株式会社コスメネクストが株式会社コスメ・コムを吸収合併。社名を株式会社アイスタイルリテールに変更
2021年8月	Glowdayz, Inc.の株式を取得し連結子会社化
2022年4月	市場再編に伴い東京証券取引所プライム市場へ市場変更 株式会社Eat Smartの全株式を譲渡

(注)1 資本金について、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社18社、非連結子会社及び関連会社で構成されており、「@cosme（アットコスメ）」の運営により構築した事業基盤をプラットフォームとして確立し、化粧品・美容業界に特化した業界横断型のサービスを展開しております。

[主要連結子会社]

(株)アイスタイルリテール、(株)アイスタイルトレーディング、(株)アイスタイルキャリア、(株)ISパートナーズ、(株)メディア・グローブ、(株)Over The Border、(株)istyle me、istyle China Co., Limited、istyle Global (Singapore) Pte. Limited、istyle China Corporation Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、i-TRUE Communications Inc.、MUA Inc.、Glowdayz, Inc.

上記以外に、連結子会社が4社あります。

当社及び当社の関係会社の事業における位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) On Platform事業

当セグメントには、当社が運営するコスメ・美容の総合サイト「@cosme」を基盤とした各種サービス（BtoB、BtoC）が属しております。

(2) Beauty Service事業

当セグメントには、化粧品ECサイトの運営「@cosme SHOPPING（アットコスメショッピング）」の運営、化粧品専門店である「@cosme TOKYO（アットコスメトーキョー）」や「@cosme STORE（アットコスメストア）」の運営が属しております。

(3) Global事業

当セグメントには、日本国外で展開するEC、卸売、店舗、メディア等のサービスが属しております。

(4) その他事業

当セグメントには、美容部員等を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広いステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

[事業系統図]



上記以外に連結子会社が4社あります。関連会社については記載を省略しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アイスタイルリテール (注)5	東京都港区	95百万円	Beauty Service 事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の貸付 プロモーションサー ビスの仕入
(連結子会社) 株式会社アイスタイルト レーディング	東京都港区	50百万円	Global事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社アイスタイル キャリア	東京都港区	51百万円	その他事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社ISパートナーズ	東京都港区	30百万円	On Platform 事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 制作・運営・編集業 務の委託 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社メディア・グ ローブ	東京都港区	10百万円	On Platform 事業	100.0	役員の兼任 広告サービスの代理 販売 PR活動の外注 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社Over The Border	東京都港区	5百万円	Global事業	100.0	役員の兼任 施設の賃貸借等 資金の貸付・借入
(連結子会社) 株式会社istyle me	東京都港区	10百万円	On Platform 事業	80.0	役員の兼任 施設の賃貸借等 資金の貸付・借入
(連結子会社) istyle China Co., Limited	中華人民共和国	70百万円	Global事業	100.0 (100.0)	役員の兼任
(連結子会社) istyle Global (Singapore) Pte. Limited (注)3	シンガポール	(現地通貨) 41百万シン ガポール ドル	Global事業	100.0	役員の兼任 資金の借入
(連結子会社) istyle China Corporation Limited	香港	(現地通貨) 26百万香港 ドル	Global事業	100.0	役員の兼任
(連結子会社) istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited (注)6	香港	(現地通貨) 18百万香港 ドル	Global事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 資金の貸付

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) i-TRUE Communications Inc.	台湾	(現地通貨) 新台幣 35,575,000 元	Global事業	66.2 (26.1)	役員の兼任 資金の借入
(連結子会社) MUA Inc. (注)7	米国	(現地通貨) 1,800,200 米ドル	Global事業	100.0	役員の兼任 資金の貸付
(連結子会社) Glowdayz, Inc.	韓国	(現地通貨) 66百万 韓国ウォン	Global事業	54.8 (54.8)	役員の兼任
(連結子会社) その他4社					
(持分法適用関連会社) 株式会社iSGSインベスト メントワークス	東京都港区	10百万円	その他事業	34.0	役員の兼任
(持分法適用関連会社) LiME株式会社	東京都新宿区	90百万円	On Platform 事業	37.9	

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。

3 特定子会社であります。

4 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 株式会社アイスタイルリテールについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等

売上高 22,461百万円

経常利益 316百万円

当期純利益 136百万円

純資産額 983百万円

総資産額 6,669百万円

6 istyle Retail (Hong Kong) Co., Limitedは債務超過会社であり、2022年6月末時点で債務超過額は1,338百万円であります。

7 MUA Inc.は当連結会計年度に資本金を200米ドルから1,800,200米ドルに増資しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
On Platform事業	463 (15)
Beauty Service事業	266 (93)
Global事業	100 (28)
その他事業	44 (17)
全社 (共通)	94 (5)
合計	967 (158)

- (注) 1 従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。
- 2 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2022年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
449 (7)	35.4	5年5ヶ月	5,709

セグメントの名称	従業員数(名)
On Platform事業	351 (2)
Global事業	4 (-)
全社 (共通)	94 (5)
合計	449 (7)

- (注) 1 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

当社グループは、市場に最適な仕組みや価値観＝“style”を創造し続けるべく、「生活者中心の市場創造」をビジョンに掲げ、コスメ・美容の総合サイト「@cosme」のメディア運営を開始し、多くの女性に支持されてまいりました。現在、当社グループは「@cosme」を中核に多様な事業を展開しており、メディアのみならずEC運営・店舗運営・人材サービスなどを含むコスメ・美容業界に関する総合的なプラットフォームとして成長してまいりました。

しかしながら、目まぐるしく環境が変化する中、新たなユーザーニーズやクライアントの課題に添えていくことが今後の継続的な発展に必要なと考えております。

また、「新型コロナウイルス感染症」（以下、「新型コロナウイルス」という。）拡大の収束の目途が立たず、当社グループにおきましては、お客様、取引先、従業員等の安全を最優先に捉え業務を遂行するとともに、事業の継続に重点を置き対応してまいります。

長期的な企業ミッション

当社グループが提供する総合的なコスメ・美容業界特化型プラットフォームの質を高め、領域を広げることで海外も含め事業を拡大することを目指しております。その上で、以下の事項を事業展開における主要な課題として認識し、今後取り組んでまいります。

1. サービス間の連携による提供価値向上

メディア・ECのデジタル領域からリアル領域の化粧品専門店の運営をはじめとして多岐に渡る事業を展開しており、これらのサービスを複合的に提供することで、お客様やブランドとの接点を増やしてまいりました。今後は、更にサービス間の連携を強化し、より多くのお客様/ブランドにサービスが提供できるよう取り組みを強化してまいります。

2. 経営資源の再配分と生産性の最大化

中長期の成長を目指して事業領域の拡大を進めてまいりましたが、事業を取り巻く環境が当初の想定から大きく変化しており、柔軟かつ機動的に対応する必要が出てまいりました。それに伴い一部事業の整理・撤退等を行い、経営資源を収益性の高い事業へ集中し、生産性の最大化を目指してまいります。今後も事業環境は様々に変化していくと思われませんが、都度柔軟に対応してまいります。

3. 海外戦略の見直し

近年の中国をはじめとするアジア各国の経済成長に伴う美容関連市場の拡大を見込み、積極的に海外へ事業展開してまいりましたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大等の要因により大きな影響を受けております。引き続き海外展開は必要と考えておりますが、今後は資金・人的リソースの配分を効率的に行いながら、サービスの展開と収益力強化に努めてまいります。

4. 経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。

また、今後事業が拡大するステージにおいて、グループを横断した内部統制の整備・向上が必要不可欠と考えております。コーポレートガバナンスにも積極的に取り組むことで、強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

5. 生活様式変化への対応

今後も新型コロナウイルス等の疫病や大規模な自然災害の発生により、社会全体において生活様式の変革が起こる可能性があります。生活者のコミュニケーションや購買行動に大きな変化が起こる場合には柔軟かつ機動的に対応し、都度状況に合った新しい体験価値の提供を進めたいと考えております。また、就業環境におきましても働き方が多様化している中で、社員が業務パフォーマンスを発揮できる制度・環境を整備することで、事業を継続的に成長できるよう対応してまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社の株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券報告書の提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1. 事業環境について

(1) インターネット市場について

当社グループは、インターネットを利用した美容分野に関する各種事業を展開しております。インターネット市場は、今後も中長期的には成長が継続するものと考えておりますが、インターネットの利用に関する新たな法的規制等の導入やその他予期せぬ要因によって、インターネット利用者の順調な発展が今後阻害され、当該市場の動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新への対応について

インターネット関連分野においては活発な技術革新が行われており、当社グループとしても、技術革新に応じたシステム拡充及び事業戦略の修正等を迅速に行う必要があるものと考えております。システム部門を中心に、AIやIoT等をはじめとする新しい技術動向を注視しており、迅速にシステム開発を行える体制を敷いております。しかしながら、予期しない技術革新等があった場合、その対応に係る追加のシステム開発費用が発生する可能性があります。また、システム開発等の適切な対応に支障が生じた場合には、各事業における競争力低下及びユーザーの流出等を招く可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 美容関連市場について

当社グループは、美容関連市場を事業領域として事業を展開しております。その中でも、主たる事業領域である化粧品関連市場は、その広告宣伝活動や消費動向等について、比較的景気変動等の影響を受けにくい特徴があるものと認識しておりますが、今後において、新型コロナウイルスによる生活者の生活様式の変化など当該市場の動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業展開について

(1) BeautyPlatform「@cosme」について

当社グループは、コスメ・美容の総合サイト「@cosme」を基盤としたBeautyPlatformの収益構造の強化に向けてBtoCサービス、BtoBサービスの拡充を図っております。しかしながら、かかる取り組みがサービス利用者のニーズを捉えられず、サービス利用者が減少した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) サイト運営の健全性等について

@cosmeでは、登録会員が化粧品等の使用感や商品の評価(クチコミ)を自由に投稿することが可能ですが、サイト運営に関して、利用規約、ガイドラインを策定し、サイト上に明示することによって、登録会員の適切な利用を促すよう努めております。また、クチコミは、同一登録会員による1商品に対する投稿が1度に限られる旨ガイドラインにて取り決めるとともに、外部委託を含む投稿内容の全件監視体制を構築しており、登録会員の実際の商品評価に基づかない恣意的な投稿、一部当社グループとしてサイト運営上容認できない、誹謗中傷、いやがらせ、知的財産権の侵害及び社会道徳・公序良俗に反する内容等の不適切な投稿等を発見した場合には、当該投稿を削除するなど、一定の規制を実施することにより、健全なサイト運営を維持しております。しかしながら、サイト内の不適切な投稿について、当社グループが十分に対応できず、サイトの健全性を維持できなかった場合には、ユーザーの支持低下等が生じる可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 出店政策、新業態開発について

当社グループでは、「@cosme TOKYO」と同様の旗艦店及び小売店舗「@cosme STORE」の出店を当社の財政状態及び経営成績や事業環境を鑑みて、収益性の向上に資すると判断されたものに行う予定です。しかし、市場環境が急激に変化する場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、経済環境の著しい変化等により、店舗の必要性が低下し、事業計画における店舗の収益計画に対して大きな乖離が発生した場合等には、店舗において使用する固定資産に関して減損損失を計上する必要があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 在庫について

当社グループでは、適切な在庫管理と販売予測により、品切れによる販売機会ロス削減と過剰在庫の防止を行っておりますが、販売予測を誤った場合には在庫不足または過剰在庫となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新規事業展開について

当社グループでは、化粧品小売店以外の美容サービスへの進出など新たな美容関連事業への進出を中長期で目指しております。しかしながら、顧客のニーズを満たす美容サービス・商品等の提供ができなかった場合や、市場環境の変化により計画通りに事業展開できなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 海外事業展開について

当社グループでは、海外事業における化粧品等の商品卸・EC販売に加え、店舗運営や美容系ポータルサイトの展開など中長期での本格進出を目指しております。しかし、各国の法令、制度・規制、政治・社会情勢、文化、宗教、ユーザー嗜好、商慣習の違い等をはじめとする潜在的リスクに対処出来ないこと等により事業を推進していくことが困難となった場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、海外事業の現地通貨建ての項目は、換算時の為替レートによる為替変動リスクを受ける可能性があり、当初想定した為替レートと実勢レートに著しい乖離が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 業務提携・M&Aについて

当社グループでは、中長期での事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、当社グループのサービスと親和性の高い企業との業務・資本提携やM&Aを通じた事業の拡大に適宜取り組んでおります。しかしながら、被買収企業との融合又は提携先との関係構築・強化が予定通り進捗しない場合、統合又は提携により当初想定した事業のシナジー効果等が得られない場合、何らかの理由により当該業務提携が解消された場合など、投資に要した資金、時間その他の負担に見合った利益を回収できない可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、会計基準に従ってかかるのれんを今後一定の期間にわたり償却いたしますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られないと判断される場合には、当該のれんについて減損損失を計上する必要があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 競合について

当社グループが運営する@cosmeは、女性ユーザーを中心に支持を得ているものと認識しております。当社グループは、@cosmeの収益構造強化を進めるとともに、インターネットを利用した美容分野での事業展開を図っていく方針であります。当該各事業分野に大手企業が参入するなどし、競争が激化した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. コンプライアンスについて

(1) 法的規制について

当社グループの運営する各種サービスにおいて、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、個人情報保護に関する法律等をはじめとする日本国内の各種法令及び当社グループの海外拠点における諸外国の法制度・法令に関して、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業

を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 個人情報の保護について

当社グループは、サービスの提供に際して、登録会員の個人情報（名前、メールアドレス、性別、住所、職業、生年月日、肌質、髪質、クチコミ履歴、購入履歴等）を取得していることから、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社グループでは、個人情報の保護の徹底を図るべく、個人情報の保護の方針を定め、当方針の遵守を徹底するよう努めるとともに、個人情報の取扱いに関する社内教育を行うなど、管理運用面についても、慎重を期しております。しかしながら、当社グループが保有する個人情報等について、漏洩、改ざん、不正使用、外部からの不正アクセス、その他想定外の事態が発生する可能性が完全に排除されているとはいえず、これらの事態が発生した場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社グループへの損害賠償請求、当社グループの信用の低下等によって、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 知的財産権について

当社グループは、主として新規事業開始前に第三者の特許権、商標権等の知的財産権の登録・使用状況を外部の弁理士等を通じて調査するとともに、必要に応じて当社グループの知的財産権の登録等について国内及び海外で申請することで、知的財産権に関わるリスクが発生しないよう随時対応しております。しかしながら、当該調査をしても第三者の特許権、商標権等の知的財産権の登録・使用状況が明確に判明せず、当社グループが、結果として第三者の保有する特許権、商標権等の知的財産権を使用したこと等により、第三者の当該知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求等を受ける可能性があります。当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、ユーザーが投稿したクチコミを、広告又は販促物等に使用することを目的として有償で提供する場合があります。この場合において、当社グループでは、当該クチコミについて弁護士その他の専門家の意見をふまえて、会員登録時に、投稿したクチコミを当社が利用することを定めた利用規約への同意を得ておりますが、当該クチコミの利用において、権利処理に関連した投稿者本人からのクレーム等に起因する風評問題等が発生した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要であると認識しております。当社グループでは、役職員等の内部関係者の不正行為等が発生しないよう、コンプライアンス規程を制定し、当社グループの役職員等が遵守すべき法令、ルールを定めており、内部監査等により遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生するといった事態が生じた場合、事業の急速な拡大により内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じる場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟発生について

当社グループでは、コンプライアンス規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、ユーザーや取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性もあります。

4. その他

(1) システム投資等について

インターネットにおける技術・サービス等の急激な変化や当社グループの計画を上回る急激な会員数及びサイト閲覧件数の増加があった場合、システム投資の時期、内容、規模について変更せざるを得なくなる可能性があります。このような事態が生じた場合には、システム投資、減価償却費負担の増加や減損損失の計上が想定され、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) システム障害及びセキュリティ対策について

当社グループが営む事業は、主としてインターネット環境におけるサービス提供であり、サーバー等の各種機器及び通信回線等を利用しております。当社グループは、サービスの安定供給を図るために、地震に対応可能な耐震

構造を備えたデータセンターを利用し、また、システムの構造について、ファイアウォールソフトの導入により当社サーバーへの外部からの不正アクセスを遮断するとともに、サーバー上で稼動するOSレベルでのセキュリティを設定する等の二重の防護策を実施した上で、定期的に脆弱性の点検を行い、不正アクセスやウィルスの感染の対策を実施しております。しかしながら、電力供給の停止、通信回線の遮断、ソフトウェア又はハードウェアの不具合、自然災害、その他当社グループの想定しないシステム障害等が生じた場合や、外部から当社サーバー等への不正侵入といった犯罪行為である不正アクセスがなされた場合に起因し、ユーザーが当社サービスを利用できなくなった場合には、信用低下や損害賠償等により、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定人物への依存について

当社の代表取締役会長である吉松徹郎は創業者であり、当社設立以来、最高経営責任者として代表取締役を務めております。同氏は、インターネット業界を中心とする人的ネットワーク等を通じて現在の事業基盤を構築してきた経緯から、インターネット関連業界に精通しており、同業界に事業基盤を有する当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行に重要な役割を果たしております。当社グループにおいては、取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、代表取締役を他に1名追加して経営と業務執行の分担を進めるなど、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人員の獲得及び育成について

当社グループは、経営計画及び事業方針のもと、適宜事業拡大や新規事業の展開を行っており、その都度、必要に応じて人材の確保が必要であると考えております。特に、事業基盤を拡大・成長させていくための高度なマネジメント能力やシステム技術分野のスキルを有する人材確保に努めるとともに、教育体制の整備を進め人材の定着を図るよう努めていく方針であります。しかしながら、当社グループの求める人材が十分に確保・育成できなかった場合や人材の流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び新規事業の拡大等に支障が生じる可能性があり、そのような事態が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 投資について

当社グループは、日本国内外における美容関連及びインターネット関連の企業に対して投資を実施しております。投資先企業は非上場企業が中心であることから、その将来性において不確定要素を多数抱えており、市場環境等の外部要因だけでなく、経営管理体制等の内部要因により業績が悪化するなど、投資先企業の今後の業績の如何によっては、当社グループ保有の投資有価証券等の減損損失等を計上する必要があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新株予約権等の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、新株予約権等を発行しております。現在付与している新株予約権等について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

(7) 災害・有事等について

当社グループの主要な拠点である日本の首都圏、中国等において大規模な自然災害・疫病の蔓延・国際紛争等が発生した場合には、サービスの提供等が停止する可能性もあり、当社の信頼性やブランドイメージを毀損するだけでなく、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループにおいては、これらの有事の場合に備え、事業継続計画等の対応策を策定しておりますが、物的、人的損害が甚大である場合には、当社グループの業務継続自体が困難又は不可能となる可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要ならびに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。会計方針の選択・適用、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の相対的な開示には、経営者が過去の実績等を勘案し、実態に即した合理的な見積り・判断をしております。

特に、当社グループの主要資産であるソフトウェアに関しては、管理系のもを除き、急速なインターネット業界の成長を勘案して、償却年数を2年（有税償却）としております。

なお、新型コロナウイルスの影響の仮定に関する情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりです。

(2) 経営成績

（業績等の概要）

化粧品業界におきましては、新型コロナウイルスの影響により消費者の購買意欲の低下や、外出自粛による化粧品をする機会の減少、インバウンド需要の蒸発などにより、依然として景況感が厳しい状況にあります。各化粧品メーカーはこの状況を受け、広告媒体のデジタルシフト、EC販売の強化などDX¹を推進していく傾向が強く、これによりプラットフォームとしてメディア・EC・店舗を一体化したサービスを提供する当社グループが享受できる事業成長の機会は、増加するものと見込んでおります。

当社グループは、Global事業や新型コロナウイルスの影響による国内各種事業の業績悪化から再度成長軌道に乗せるため、当連結会計年度においては不採算事業の整理・撤退並びに収益部門の強化に注力いたしました。

当連結会計年度における業績は以下の通りです。

売上高におきましては、首都圏を中心に約5ヵ月間に及び布告された緊急事態宣言・まん延防止等重点措置といった行政による行動制限の影響があったものの、2022年3月以降における著しい人流の戻りや化粧品需要の回復を受けて店舗が増収したことに加え、Beauty Service事業におけるECのスペシャルイベントである「@cosme BEAUTY DAY（アットコスメビューティーデー）」の売上拡大を含むECの成長と、On Platform事業の広告・ソリューションの増収等が寄与し、過去最高の売上高を記録いたしました。

営業利益におきましては、賞与引当金繰入の増加や、On Platform事業におけるソフトウェア償却費の増加等、販売費及び一般管理費が増加したものの、増収に伴う売上総利益の増加により前年同期比で改善しての着地となりました。

その他、2021年8月に子会社化した韓国のGlowdayz, Inc.の株式取得に際して発生しました段階取得に係る差益114百万円を計上し特別利益は208百万円となった一方、海外店舗の収益性の低下に伴う減損等による減損損失211百万円を計上したこと等により特別損失は305百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高	34,401百万円（前年同期	30,950百万円 / 前年同期比 11.2%増）
営業利益	453百万円（前年同期	604百万円）
経常利益	593百万円（前年同期	795百万円）
税金等調整前当期純利益	690百万円（前年同期	558百万円）
親会社株主に帰属する当期純利益	571百万円（前年同期	379百万円）

1 デジタルトランスフォーメーションの略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応しデータとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

On Platform事業

当セグメントには、当社が運営するコスメ・美容の総合サイト「@cosme（アットコスメ）」を基盤とした各種サービス（BtoB、BtoC）が属しております。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルスの影響により引き続きクライアントの予算が保守的ではありますが、マーケティングサービス「ブランドオフィシャル」を用いた分析・プロモーション施策・販売まで一貫したマーケティング提案等が功を奏し、前年同期比で増収となりました。

営業利益におきましては、ソフトウェア償却費、賞与引当金繰入及び「@cosme」のユーザーアクション活性化のための費用の増加により利益率が低下し、前年同期比で減益となりました。なお、ユーザーアクション活性化に向けた施策が奏功し、MAU（月間アクティブユーザー数）、年間クチコミ投稿数及びアプリダウンロード数は、過去最高水準を記録いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高	7,317百万円（前年同期 6,981百万円 / 前年同期比 4.8%増）
営業利益	903百万円（前年同期 1,313百万円 / 前年同期比 31.2%減）

Beauty Service事業

当セグメントには、化粧品ECサイト「@cosme SHOPPING（アットコスメショッピング）」の運営、化粧品専門店「@cosme STORE（アットコスメストア）」や大型旗艦店の運営等、国内における小売業を中心としたサービスが属しております。

売上高におきまして、ECでは、コロナ禍で加速したECサイトの利用拡大に加えて、「@cosme BEAUTY DAY」にて過去最高の流通総額を記録したことなどにより、前年同期比で18.2%伸長いたしました。店舗では、首都圏中心に約5ヵ月間に及び布告された緊急事態宣言・まん延防止等重点措置といった行政による行動制限の影響があったものの、当該行動制限の解除やワクチン接種の普及等により個人消費の持ち直しの動きが見られ、当社グループの店舗においても来店客数が著しく増加し、前年同期比で21.4%増収いたしました。また、大型旗艦店においても2020年1月のオープン以来、過去最高の売上高を記録しました。その結果、Beauty Service事業全体では、前年同期比19.9%増収いたしました。

営業利益におきましては、「@cosme BEAUTY DAY」開催に伴うプロモーション費用を2020年開催時と同程度（2020年2.9億円、2021年2.4億円）計上したものの、ECの躍進や店舗の増収により、黒字転換となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高	21,902百万円（前年同期 18,260百万円 / 前年同期比 19.9%増）
営業利益	338百万円（前年同期 271百万円）

Global事業

当セグメントには、日本国外で展開するEC・卸売、店舗、メディア等のサービスが属しております。

売上高におきましては、2022年3月下旬から6月上旬まで実行された中国の一部地域におけるロックダウンの影響により、物流の停止や個人消費の冷え込みが発生したため、当社グループのEC・卸売事業は減収となりました。また、香港の店舗を2021年7月から2022年3月にかけて3店舗閉店したこともあり、結果としてGlobal事業全体では、前年同期比8.9%の減収となりました。

営業利益は、韓国Glowdayz, Inc.の営業損失及びのれん償却費の計上により前年同期比で赤字額が増加したものの、不採算事業からの撤退や規模の縮小による収益性の改善で、韓国事業以外は赤字から黒字へ転換しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高	4,247百万円（前年同期 4,660百万円 / 前年同期比 8.9%減）
営業利益	209百万円（前年同期 157百万円）

その他事業

当セグメントには、美容部員を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

人材派遣事業におきましては、新型コロナウイルスの影響を受け減収となりましたが、黒字を維持しての着地となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

売上高 935百万円（前年同期 1,049百万円 / 前年同期比 10.9%減）
営業利益 17百万円（前年同期 18百万円）

(3) 生産、受注及び販売の状況

生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
On Platform事業	1	51.3
Beauty Service事業	14,735	24.0
Global事業	2,470	11.9
合計	17,206	17.1

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。
2 金額は、仕入価格によっております。

受注実績

当社グループは概ね受注から役務提供までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
On Platform事業	7,317	4.8
Beauty Service事業	21,902	19.9
Global事業	4,247	8.9
その他事業	935	10.9
合計	34,401	11.2

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績については、該当事項はありません。

(4) 財政状態

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産の額は、前連結会計年度末に比べ67百万円減少し、22,168百万円となりました。

当連結会計年度末における流動資産の額は、前連結会計年度末に比べ497百万円減少し、12,928百万円となりました。これは主に、受取手形、売掛金及び契約資産（前連結会計年度末は受取手形及び売掛金）が447百万円、商品が185百万円、営業投資有価証券が141百万円増加したものの、現金及び預金が1,378百万円減少したこと等によるものであります。

当連結会計年度末における固定資産の額は、前連結会計年度末に比べ430百万円増加し、9,241百万円となりました。これは主に、有形固定資産が565百万円減少したものの、のれんが1,104百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債の額は、前連結会計年度末に比べ611百万円減少し、13,516百万円となりました。

当連結会計年度末における流動負債の額は、前連結会計年度末に比べ5,805百万円増加し、11,686百万円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が増加したこと等によるものであります。

当連結会計年度末における固定負債の額は、前連結会計年度末に比べ6,416百万円減少し、1,829百万円となり

ました。これは主に、長期借入金が6,428百万円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の額は、前連結会計年度末に比べ543百万円増加し、8,652百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失の計上等により、利益剰余金が540百万円減少したものの、為替換算調整勘定が713百万円、その他有価証券評価差額金が378百万円増加したこと等によるものであります。

(5) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べ1,404百万円減少し、5,690百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は、1,276百万円(前年同期は1,553百万円の収入)であります。

この主な要因は、税金等調整前当期純損失690百万円の計上があったものの、非資金取引である減価償却費1,855百万円の計上等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果使用された資金は、1,529百万円(前年同期は389百万円の収入)であります。

この主な要因は、無形固定資産の取得による支出1,156百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出659百万円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果使用された資金は、1,354百万円(前年同期は1,557百万円の支出)であります。

この主な要因は、長期借入金の返済による支出965百万円、リース債務の返済による支出370百万円等があったことによるものであります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2018年6月期	2019年6月期	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期
自己資本比率 (%)	53.0	47.1	21.5	35.5	38.1
時価ベースの自己資本比率 (%)	356.8	220.0	72.5	167.1	73.8
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (%)	321.1	4,754.4	-	712.0	768.2
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	158.2	29.1	-	-	-

(注) 1. いずれも連結ベースの財務数値により計算しています。

2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式総数(自己株式数を除く)により算出しております。
3. キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しています。
4. 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としております。
5. 2020年6月期は営業キャッシュ・フローがマイナスであるため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)を、2020年6月期、2021年6月期、2022年6月期は営業利益がマイナスであるため、インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)を、記載しておりません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの所要資金は、大きく分けて、ソフトウェア開発、出資・貸付等の投融資資金と経常の運転資金となっております。

これら所要資金のうち、ソフトウェア開発に伴う投資、出資・貸付等の投融資関連については、自己資金及び金融機関からの長期借入により調達しており、投資及び事業資金は確保されていると認識しております。

資金の流動性については、グループCMSにより国内グループ各社における余剰資金の有効活用に努め、更に金融機関との間で当座貸越契約を締結すること等により、急な資金需要や新型コロナウイルス等の不測の事態にも備えております。今後につきましても、事業の業績拡大期には先行的に運転資金が増大するビジネスであること、事業拡大に伴いソフトウェア投資の増加が見込まれること等を考慮して、十分な流動性を維持していく考えです。なお、2022年9月に一層の事業拡大及び収益力向上のための資金確保を目的に無担保転換社債型新株予約権付社債(第1回、第2回、第3回)及び新株予約権(第24回、第25回)による資金調達を実施しております。(注)

(注) 2022年8月15日関東財務局長提出 有価証券届出書をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

(Amazon.com, Inc.との業務資本提携契約締結)

当社は、2022年8月15日開催の取締役会において、Amazon.com, Inc. (以下「アマゾン」といいます。)との間で同日付で Capital and Business Alliance Agreement (以下「本業務資本提携契約」といいます。)を締結するとともに、アマゾンに対して第三者割当の方法により第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第1回新株予約権付社債」といいます。)及び第24回新株予約権(以下「第24回新株予約権」といいます。)の発行を行うこと(以下「本第三者割当(アマゾン)」)といいます。)について決議し(本業務資本提携契約に基づく業務資本提携及び本第三者割当(アマゾン)を、以下「本業務資本提携(アマゾン)」といいます。)、2022年8月15日付で本業務資本提携契約を締結しました。

1. 本業務資本提携(アマゾン)の目的及び理由

インターネットサービスやECにおける競争も激化し、競合他社が価格やサービスでの競争を繰り広げるなか、当社がさらに成長するためには、「生活者中心の市場の創造」という当社のビジョンを維持しながら、より生活者への価値を高めるために資金、技術、顧客基盤、ブランド、ネットワークの観点で当社の強みをさらに高めることができるプレーヤーと連携することが不可欠と考えました。

本業務資本提携(アマゾン)の相手先であるアマゾンは、「地球上で最もお客様を大切にす企業になること」をビジョンとして掲げており、常にお客様を起点に考え、「地球上で最も豊富な品揃え」をお客様に提供できるよう、Amazon.com や Amazon.co.jp をはじめとする総合オンラインストアを展開するとともに、お客様にとっての利便性向上のため各種サービスを提供しています。また、当社は「生活者中心の市場の創造」をビジョンとして掲げ、お客様のクチコミを中心としたコスメ・美容の総合サイト「@cosme」を運営し、お客様によるクチコミや評価等を反映した品揃えやお店づくりを行うEC・店舗を展開し、オンラインとオフラインを融合した美容関連総合サービスを提供しています。

こうした企業としてのスタンスに加え、お客様への価値提供の在り方やビジネス機会の創出においても通じるところが多いことから、お客様にとってより価値の高いサービスを提供しながら相互のビジネスを成長させていくにあたっての最適なパートナーであると考えたため、アマゾンと本業務資本提携(アマゾン)を実施することで合意しました。

2. 本業務資本提携(アマゾン)の相手先の概要

(1)商号	Amazon.com, Inc.
(2)本店所在地	410 Terry Avenue North, Seattle, Washington, USA 98109
(3)代表者の役職・氏名	Andrew R. Jassy, CEO
(4)事業内容	持株会社・親会社
(5)資本金の額	55,538 百万米ドル(7,477,081 百万円)
(6)設立年月日	1996年5月28日
(7)大株主及び持株比率	Jeffrey P. Bezos 12.7% (2022年2月22日現在)

1 資本金の額には、割当予定先の開示済みの財務情報に基づく「Additional Paid in Capital」の額を記載しております。

2 大株主及び持株比率には、普通株式の実質的所有者(beneficial ownership)の情報を記載しております。また、Bezos氏の保有割合には、Bezos氏が単独議決権(sole voting power)を有するが処分権限(investment power)を有しない14,655,736株を含みます。

3 資本金の額における日本円換算にかかる表記は、2022年7月29日の円・米ドル為替の仲値1米ドル=134.63円で換算したものです。

3. 本業務資本提携(アマゾン)の日程

(1)取締役会決議日	2022年8月15日
(2)本業務資本提携契約の締結日	2022年8月15日
(3)本業務資本提携(アマゾン)の開始日	本第三者割当(アマゾン)の払込日までに別途当社及びアマゾンが合意した日
(4)本第三者割当(アマゾン)の払込日	2022年9月6日

4. 本業務資本提携(アマゾン)の内容

当社は、アマゾンとの間で本業務資本提携契約を締結し、当該契約に基づく業務資本提携として、アマゾンの子会社であるアマゾンジャパン合同会社（以下「アマゾンジャパン」といいます。）との間で大要以下の施策を進めて行く予定です。

業務資本提携を通じて、アマゾンジャパンと当社は、Amazon.co.jp を中心としてアマゾンジャパンが販売事業者様向けに日本国内で提供している各種サービスやテクノロジーと、当社が展開するコスメ・美容に特化したクチコミ・品揃え・店舗づくりの知見を活用し、コスメ・美容関連のお買い物における利便性やお客様の満足度をさらに向上していくことを目指します。

業務資本提携における具体的な取り組みの一つとして、Amazon.co.jp 上において「@cosme SHOPPING」（仮称）のストアをオープンする予定です。当ストアでは、Amazon.co.jp のアカウントをお持ちの全てのお客様に対して、「@cosme SHOPPING」の特長である、コスメ・美容に関する様々な情報提供、及び幅広いブランド・多彩なカテゴリーでの化粧品販売を展開していく予定です。

今後は、さらに魅力的なお買い物体験をお客様に提供できるよう、Amazon.co.jp 上の「@cosme SHOPPING」（仮称）と当社のオンライン及びオフラインの各種施策における連携等も検討してまいります。

5. 本業務資本提携（アマゾン）が営業活動等へ及ぼす重要な影響

本業務資本提携（アマゾン）が当社の業績に与える影響につきましては現時点で未定であり、今後開示すべき重要な影響を及ぼすことが明らかになった場合には速やかに開示いたします。

（三井物産株式会社との業務資本提携契約締結）

当社は、2022年8月15日開催の取締役会において、三井物産株式会社（以下「三井物産」といいます。）との間で同日付で同社との業務提携に関する覚書（以下「本業務提携覚書」といいます。）を締結するとともに、三井物産に対して第三者割当の方法により第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第2回新株予約権付社債」といいます。）の発行を行うこと（以下「本第三者割当（三井物産）」といいます。）について決議し（本業務提携覚書に基づく業務提携及び本第三者割当（三井物産）を、以下「本業務資本提携（三井物産）」といいます。）、2022年8月15日付で本業務提携覚書及び引受契約を締結しました。

1. 本業務資本提携（三井物産）の目的及び理由

上記「（Amazon.com, Inc. との業務資本提携契約締結）1. 本業務資本提携（アマゾン）の目的及び理由」のとおり、「生活者中心の市場の創造」という当社のビジョンを実現するにあたり、より生活者への価値を高めるためにも資金、技術、顧客基盤、ブランド、ネットワークの観点で当社の強みをさらに高めることができるグローバルプレーヤーと連携することが不可欠と考えております。このような観点から、海外も含め幅広い分野にて事業を展開する三井物産と業務資本提携することで、同社のネットワークや知見を活用することが可能となり、今後の当社の事業成長において多くのメリットをもたらすと判断いたしました。

三井物産は、同社流通事業本部において、EC や店舗を中心としたリテール分野、商品開発分野、物流分野での投資及びビジネス構築を推進し、国内のみならずアジア始めグローバルにネットワークを持っています。また、世界各地において中間層の拡大やライフスタイルの変化による消費構造の変化がある中、マーケット及び消費者起点でのビジネス構築に取り組んでいます。当社といたしましては、EC や店舗事業におけるサプライチェーン構築や Global 事業におけるパートナー発掘等、幅広い分野において、三井物産のネットワークや、製品・流通、リテール分野での取り組みに基づく知見を活用することが期待できると判断し、三井物産を業務資本提携の相手方として選定しました。

2. 本業務資本提携（三井物産）の相手先の概要

(1)商号	三井物産株式会社
(2)本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 堀健一
(4)事業内容	金属資源、エネルギー、プロジェクト、モビリティ、化学品、鉄鋼製品、食料、流通事業、ウェルネス事業、ICT 事業、コーポレートディベロップメントの各分野において、全世界に広がる営業拠点とネットワーク、情報力等を活かし、多種多様な商品販売とそれを支えるロジスティクス、ファイナンス、さらには国際的なプロジェクト案件の構築等、各種事業を多角的に展開
(5)資本金の額	342,384 百万円
(6)設立年月日	1947 年 7 月 25 日

(7)大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17.11%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5.71%
	ユーロクリアー バンク エスエイ エヌブイ （常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行）	5.55%
	日本生命保険相互会社	2.18%
	ステート ストリート バンク ウェスト クライア ント トリーティー 505234 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	1.60%
	株式会社三井住友銀行	1.59%
	JP モルガン証券株式会社	1.28%
	パークレイズ証券株式会社	1.27%
	ジェーピー モルガン チェース バンク 385781 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	1.25%
	三井住友海上火災保険株式会社	1.05%

3．本業務資本提携（三井物産）の日程

(1)取締役会決議日	2022年 8 月15日
(2)本業務資本提携契約の締結日	2022年 8 月15日
(3)本業務資本提携（三井物産）の開始日	2022年 9 月 6 日
(4)本第三者割当（三井物産）の払込日	2022年 9 月 6 日

4．本業務資本提携（三井物産）の内容

三井物産及び当社は、当社の国内及び Global 事業の拡大をめざし、三井物産は当社に対して具体的に以下のような支援を行うことを合意しております。

当社 Global 事業に於けるパートナーの発掘、紹介等のほか、各国経済情報、市場情報、企業情報に基づく支援全般
国内流通事業における課題解決や EC・店舗開発等における支援
その他当社及び三井物産が合意する提携業務

5．本業務資本提携（三井物産）が営業活動等へ及ぼす重要な影響

本業務資本提携（三井物産）が当社の業績に与える影響につきましては現時点で未定であり、今後開示すべき重要な影響を及ぼすことが明らかになった場合には速やかに開示いたします。

（トリプルフォー投資事業組合との引受契約締結）

当社は、2022年 8 月15日開催の取締役会において、トリプルフォー投資事業組合（以下「トリプルフォー」といいます。）に対して第三者割当の方法により第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第 3 回新株予約権付社債」といいます。）の発行を行うこと（以下「本第三者割当（トリプルフォー）」といいます。）について決議し、2022年 8 月15日付で引受契約を締結しました。

（株式会社ワイとの新株予約権買取契約）

当社は、2022年 8 月15日開催の取締役会において、当社代表取締役吉松徹郎の資産管理会社である株式会社ワイ（以下「ワイ」といいます。）に対して第三者割当により発行される第 25 回新株予約権（以下「第 25 回新株予約権」といいます。）の発行（本第三者割当（アマゾン）、本第三者割当（三井物産）及び本第三者割当（トリプルフォー）と併せて、以下「本第三者割当」といいます。）を行うことについて決議し、新株予約権買取契約を締結しました。

(本第三者割当の募集の概要)

第1回新株予約権付社債

(1) 払込期日	2022年9月6日
(2) 新株予約権の総数	10個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	新株予約権付社債：額面100円につき金100円新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(4) 当該発行による潜在株式数	9,541,984株
(5) 調達資金の額	2,500百万円
(6) 転換価額	1株当たり262円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法によってアマゾンに割当てます。

第24回新株予約権

(1) 割当日	2022年9月6日
(2) 新株予約権の総数	436,047個
(3) 発行価額	総額114百万円(第24回新株予約権1個当たり261円)
(4) 当該発行による潜在株式数	43,604,700株(第24回新株予約権1個当たり100株)
(5) 調達資金の額	11,538百万円 (内訳)第24回新株予約権発行分114百万円 第24回新株予約権行使分11,424百万円
(6) 行使価額及び行使期間	1株当たり262円 2022年9月7日から2027年9月6日
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法によってアマゾンへ割当てます。

(注) 調達資金の額は、第24回新株予約権の発行価額の総額に第24回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。第24回新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、第24回新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第24回新株予約権を消却した場合、資金調達の額は減少します。

第2回新株予約権付社債

(1) 払込期日	2022年9月6日
(2) 新株予約権の総数	6個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	新株予約権付社債：額面100円につき金100円新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(4) 当該発行による潜在株式数	5,725,190株
(5) 調達資金の額	1,500百万円
(6) 転換価額	1株当たり262円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法によって三井物産に割当てます。

第3回新株予約権付社債

(1) 払込期日	2022年9月6日
(2) 新株予約権の総数	4個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	新株予約権付社債：額面100円につき金100円新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(4) 当該発行による潜在株式数	3,816,793株
(5) 調達資金の額	1,000百万円
(6) 転換価額	1株当たり262円
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法によってトリプルフォーに割当てます。

第25回新株予約権

(1)割当日	2022年9月6日
(2)新株予約権の総数	70,000個
(3)発行価額	総額 18 百万円 (第 25 回新株予約権 1 個当たり 261 円)
(4)当該発行による潜在株式数	7,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
(5)調達資金の額	1,852 百万円 (内訳) 第 25 回新株予約権の発行による調達額 : 18 百万円 第 25 回新株予約権の行使による調達額 : 1,834 百万円
(6)行使価額及び行使期間	1 株当たり 262 円 2022 年 9 月 7 日から 2027 年 9 月 6 日
(7)募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によってワイへ割当てます。

(注) 調達資金の額は、第 25 回新株予約権の発行価額の総額に第 25 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。第 25 回新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、資金調達の額は減少します。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の事業拡大のために行った設備投資（無形固定資産含む）の総額は、1,223百万円であります。セグメントごとの設備投資について示すと、その主なものは次のとおりであります。

（1）On Platform事業

当連結会計年度の主な設備投資は、「@cosme」に係るシステム開発に伴うソフトウェア開発費用などを中心とする総額1,143百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（2）Beauty Service事業

当連結会計年度の主な設備投資は、店舗の設備などを中心とする総額49百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（3）Global事業

当連結会計年度の主な設備投資は、店舗の設備などを中心とする総額3百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（4）その他事業

重要な設備投資、除却又は売却はありません。

（5）全社

当連結会計年度の主な設備投資は、当社の本社資産などを中心とする総額28百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物	ソフト ウェア	リース資 産	その他	合計	
本社 (東京都)	On Platform 事業	業務施設		2,312	5	232	2,549	351(2)
本社 (東京都)	全社(共通)	業務施設	64	24	6	152	245	94(5)

- (注) 1 全社(共通)の本社オフィスの一部資産について、2021年12月末をもって使用を休止しております。
2 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品等であります。
3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

(2) 国内子会社

2022年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物	ソフト ウェア	リース資 産	その他	合計	
(株)アイスタイルリテール	本社 (東京都) 店舗 (東京都) (神奈川県) (愛知県) (大阪府) (兵庫県) (熊本県) (北海道) (福岡県) (埼玉県) (群馬県) (石川県) (富山県)	Beauty Service 事業	業務施設 店舗施設	904	76	8	250	1,238	248(93)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品等であります。
3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

(3) 在外子会社

2022年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物	ソフト ウェア	リース資 産	その他	合計	
istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited	本社 (香港) 店舗 (香港)	Global 事業	業務施設 店舗施設	6	2	37	2	47	27(27)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品等であります。
3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達 方法	着手 予定 年月	完成 予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
当社	本社 (東京都)	On Platform 事業	ソフトウェア	1,126	201	自己資 金、借入 金及び社 債	2022年7 月	2023年6 月	既存サービスの 改良および 新規サービス への対応
株アイスタ イルリテー ル	店舗 (神奈川県)	Beauty Service 事業	新規店舗開発 設備等	128		自己資金	2022年7 月	2022年9 月	新規1店舗の 出店

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年9月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	74,146,800	77,963,593	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社の標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。
計	74,146,800	77,963,593		

(注) 2022年7月1日から有価証券報告書提出日までの間に、新株予約権付社債の行使により、3,816,793株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

第9回新株予約権（2015年9月25日取締役会決議）

決議年月日	2015年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1
新株予約権の数(個)	24,000 (注)1、7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,800,000 (注)1、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	397 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2016年10月1日～2025年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 397 資本組入額 199 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日（2022年6月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2022年8月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式200株とする。ただし、当該付与株式数は当社が2015年10月1日、2016年2月1日を基準日として実施した株式分割（1株につき2株の割合）の影響を加味した値である。

2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 3 2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2016年6月期から2020年6月期のいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）または（b）に掲げる各金額以上となった場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

（a）営業利益が2,100百万円以上となった場合：行使可能割合50%

（b）営業利益が3,000百万円以上となった場合：行使可能割合100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち、予め当社所定の書面により届け出た1名（以下、「権利継承者」という。）に限り、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。なお、権利継承者が死亡した場合、権利継承者の相続人は、権利継承者が保有する本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。

- 6 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- 7 新株予約権付時の新株予約権の数は48,000個、新株予約権の目的となる株式の数は9,600,000株でしたが、付与対象者の一部放棄により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。

第21回新株予約権（2020年4月3日取締役会決議）

決議年月日	2020年4月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17 当社子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	2,122 (注)1、6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 212,200 (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2023年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21 資本組入額 11
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日（2022年6月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2022年8月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2020年4月2日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である21円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2021年6月期及び2022年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- A) EBITDA が 4,500 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25%
- B) EBITDA が 5,000 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25%
- C) EBITDA が 5,500 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 50%

上記における EBITDA は、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勸案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勸案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社は、本新株予約権の割当日から上記3. の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記3. の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- 6 新株予約権付与時の新株予約権の数は2,810個、新株予約権の目的となる株式の数は281,000株でしたが、付与対象者の退職による権利の喪失等により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。

第22回新株予約権(2020年4月3日取締役会決議)

決議年月日	2020年4月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21 (注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日~2024年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21 資本組入額 11
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年6月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年8月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2020年4月2日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である21円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2021年6月期、2022年6月期、2023年6月期、及び2024年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

A) EBITDA が 5,500 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25%

B) EBITDA が 6,000 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25%

C) EBITDA が 7,000 百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 50%

上記における EBITDA は、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記 1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 5 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間

の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社は、本新株予約権の割当日から上記3. の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記3. の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第26回新株予約権(2022年9月13日取締役会決議)

決議年月日	2022年9月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社子会社取締役 3 当社従業員 120 当社子会社従業員 19
新株予約権の数(個)	12,122 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,212,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	29.7 (注)2
新株予約権の行使期間	2023年10月1日~2026年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 29.7 資本組入額 15
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2022年8月12日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である29.7円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年6月期、2024年6月期及び2025年6月期のいずれかの事業年度において、EBITDAが2,500百万円以上の場合に、本新株予約権を行使することができる。

上記における EBITDA は、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。なお、EBITDA の額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかる EBITDA の額が適用される。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2024年12月31日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに基づいて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社は、本新株予約権の割当日から上記3. の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記3. の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第27回新株予約権(2022年9月13日取締役会決議)

決議年月日	2022年9月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	20,000 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	29.7 (注)2
新株予約権の行使期間	2023年10月1日~2027年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 29.7 資本組入額 15
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2022年8月12日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である29.7円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年6月期、2024年6月期及び2025年6月期のいずれかの事業年度において、EBITDAが2,500百万円以上の場合に、本新株予約権を行使することができる。

上記における EBITDA は、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。なお、EBITDA の額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかる EBITDA の額が適用される。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- A) 本新株予約権の割当日から2023年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の5%
- B) 本新株予約権の割当日から2024年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の5%
- C) 本新株予約権の割当日から2025年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の10%
- D) 本新株予約権の割当日から2026年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の10%
- E) 本新株予約権の割当日から2027年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の70%

ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社は、本新株予約権の割当日から上記3. の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記3. の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年7月1日 ~2018年6月30日 (注)1	1,075,200	66,927,600	73	3,556	73	3,327
2018年7月1日 ~2019年6月30日 (注)1	569,600	67,497,200	91	3,647	91	3,418
2019年7月1日 ~2020年6月30日 (注)1	546,600	68,043,800	56	3,703	56	3,474
2020年7月1日 ~2020年11月24日 (注)1	3,000	68,046,800	1	3,703	1	3,475
2020年11月25日 (注)2	6,100,000	74,146,800	1,052	4,756	1,052	4,527

(注)1 新株予約権の権利行使による増加であります。

2 有償第三者割当 発行価格345円

資本組入額 172円5銭

割当先 株式会社ロゴガイド(現 ㈱くふうカンパニー)

3 2022年7月1日から有価証券報告書提出日までの間に、新株予約権付社債の行使により、発行済株式総数が3,816,793株増加し、資本金が500百万円、資本準備金が500百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	28	97	74	57	16,158	16,423	
所有株式数(単元)	-	92,693	20,579	180,417	174,063	2,563	271,030	741,345	12,300
所有株式数の割合(%)	-	12.50	2.77	24.33	23.47	0.34	36.55	100.00	

(注) 自己株式2,693,567株は、「個人その他」に26,935単元、「単元未満株式の状況」に67株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
吉松 徹郎	東京都渋谷区	7,161,607	10.02
株式会社ワイ	東京都目黒区目黒一丁目1番33号	6,112,000	8.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,978,900	8.36
株式会社くふうカンパニー	東京都港区三田一丁目4番28号	5,186,700	7.25
THE BANK OF NEW YORK 133612 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTROYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	4,281,300	5.99
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,666,800	3.73
MSIP CLIENT SECURITIES (モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社証券管理部)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	1,934,800	2.70
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTROYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,907,900	2.67
一般財団法人築国際育英財団	東京都渋谷区桜丘町24番5号	1,903,900	2.66
Zホールディングス株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	1,846,400	2.58
計		38,980,307	54.55

(注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式が2,693,567株あります。

2 役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

- 3 2022年2月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社およびその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2022年1月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2022年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	1,872,500	2.53
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	736,000	0.99

- 4 2022年3月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーおよびその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが2022年3月22日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2022年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	7,260,400	9.79
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	1,005,100	1.36

- 5 2022年8月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社くふうカンパニーが2022年8月19日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2022年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
株式会社くふうカンパニー	東京都港区三田一丁目4番28号	4,436,700	5.98

- 6 2022年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社およびその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社、米国みずほ証券が2022年8月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2022年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,853,700	2.50
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,294,200	3.09
米国みずほ証券	1271 Avenue of the Americas, New York, NY 10020, U.S.A.	200,000	0.27

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,693,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 71,441,000	714,410	
単元未満株式	普通株式 12,300		
発行済株式総数	74,146,800		
総株主の議決権		714,410	

【自己株式等】

2022年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイスタイル	東京都港区赤坂一丁目 12番32号	2,693,500		2,693,500	3.63
計		2,693,500		2,693,500	3.63

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	2,693,567		2,693,567	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、事業の効率化及び拡大に必要な内部留保の充実を勘案しながら、その時々当社グループの経営成績及び財政状態並びにそれらの見通しに応じた適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。

また、当社は、機動的な資本政策が行えるよう、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

一方、内部留保資金につきましては、企業価値を高めるための投資に活用し、経営基盤の強化と事業の拡大に繋げてまいります。

なお、事業への投資を優先するため、2019年6月期より定期配当を中止することいたしました。今後は、事業成長による企業価値の向上によって、株主の皆様へ報いてまいります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

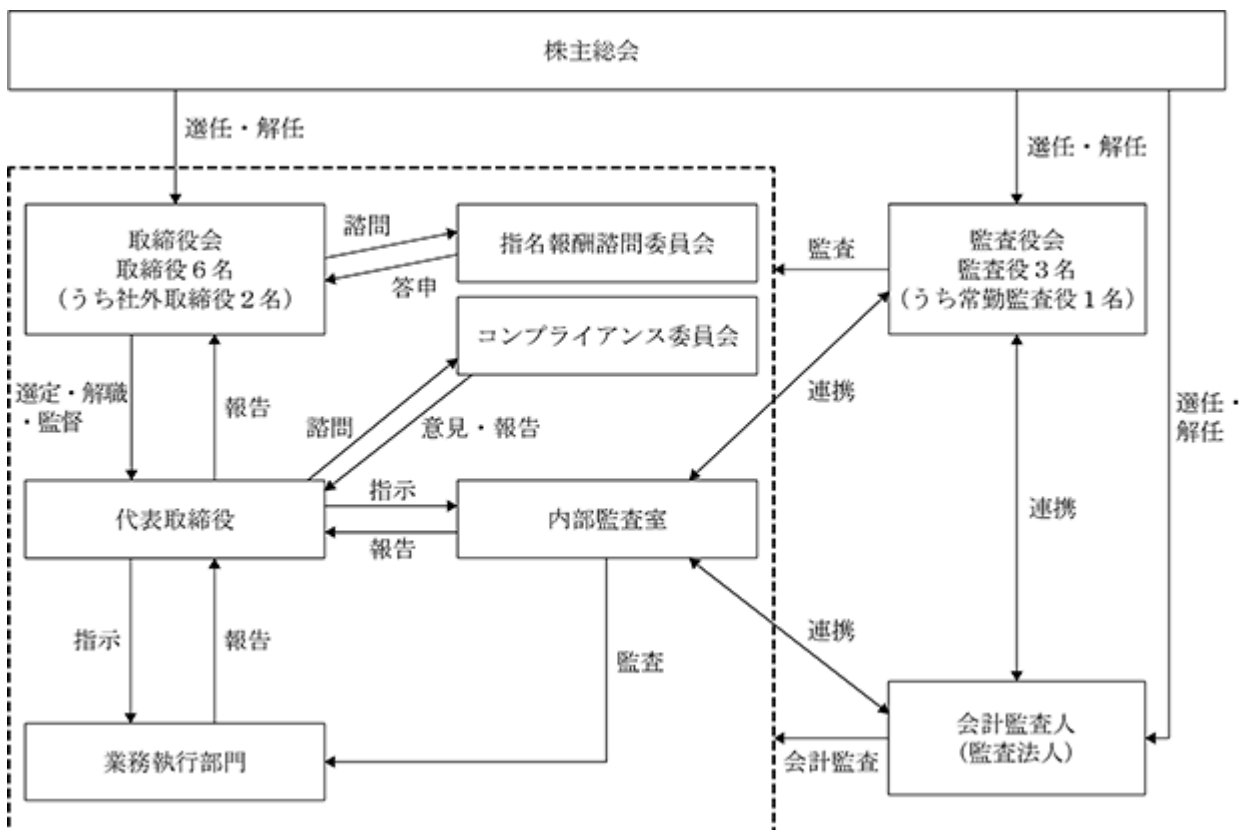
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの事業基盤であるコミュニティサイトは、生活者より「中立的で信頼できる」との評価を得ることが基本的な成立要件であり、生活者の評価を高めるうえで、運営母体の信用向上は欠かせない要件であると考
えております。そのため、経営の健全性、機動性、透明性及び客観性の向上を目的とするコーポレート・ガバ
ナンスの強化は、当社グループが外部環境変化の著しいIT業界に属する点からも、重要な経営課題であると認識し
積極的に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、業務執行の機動性を確保し、業務執行の監督を適切に監督する観点から、監査役会設置会社を採用し
ており、法定の機関として、株主総会、取締役会、取締役会、監査役及び監査役会、並びに会計監査人を設置してあり
ます。また、当社の事業規模に応じた、当社に相応しい実効的かつ効率的なガバナンス体制を確立することを目的
として、任意の機関として、経営会議を設置するほか、取締役会の諮問機関として指名報酬諮問委員会、代表取
締役の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。

当社の企業統治の体制図は、以下のとおりであります。



氏名	役職名	取締役会	監査役会	経営会議	指名報酬 諮問委員会	コンプライ アンス委員 会
吉松 徹郎	代表取締役会長			○	○	○
菅原 敬	取締役副会長	○		○		
遠藤 宗	代表取締役社長	○				○
山田 メコミ	取締役	○		○		
那珂 通雅	取締役（社外取締役）	○				
宇佐美 進典	取締役（社外取締役）	○				
原 陽年	監査役（社外監査役）	○		○	○	○
都 賢治	監査役（社外監査役）	○	○			
伊藤 章子	監査役（社外監査役）	○	○			
業務執行部門責任者				○		○
関連部室長				○		○

： 討議機関の委員長又は議長、○：当該機関の構成員等

a 取締役会

取締役会は、取締役6名（社外取締役2名）で構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する基本方針について意思決定するとともに、取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、取締役会には、監査役3名（社外監査役3名）が毎回出席し、意思決定や職務執行状況の適法性等の監査を行っております。

b 監査役及び監査役会

監査役は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の監査役3名（社外監査役3名）を選任し、その全員が取締役会に、また常勤監査役が経営会議を含む重要な会議体及び委員会等に出席して、取締役の職務執行状況や内部統制システムの整備・運用状況を調査するとともに、必要に応じて適宜意見を述べております。

また、監査役会は、原則として毎月1回開催し、監査方針を決定し、各監査役の監査結果の報告及び協議を行っております。

c 経営会議

経営会議は、代表取締役を含む取締役（社外取締役を除く）、常勤監査役及び業務執行部門における各責任者等により構成され、毎週1回開催しており、経営計画、経営戦略等の経営に関する重要事項を審議し、またその業務の執行状況を報告・監督しております。

d 指名報酬諮問委員会

指名報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数が独立社外取締役・独立社外監査役で構成され、取締役の指名に関する方針及び選解任に関する事項並びに取締役の報酬等に関する方針及び取締役個々の報酬等の内容について取締役会からの諮問に対し、適切な答申を行っております。

e コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに則った経営の推進を確保するため、コンプライアンス部門担当役員を委員長、代表取締役、常勤監査役及び関連役員・部室長を含む委員により構成され、コンプライアンスの推進活動、コンプライアンス違反への対応や内部通報規程に基づく業務等を行っております。

内部統制システムの整備状況

イ．内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムにつきましては、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、必要に応じて改定し、よりコーポレート・ガバナンスに資するシステムとなるよう整備しております。

ロ．内部統制システム構築の基本方針

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従

- い、各監査役の監査対象になっております。また、取締役が他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることといたします。
- (b) 取締役会については、社内規程に基づき、定期又は必要に応じて随時の適切な運営が確保されております。
- (c) 当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任しております。
- (d) 当社は、取締役及び使用人が法令等を遵守し、また、企業理念にのっとりた行動を取るよう、法令等の遵守に関する規程を含む社内規程を定め、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守の徹底を図っております。
- (e) 当社は、法令・社内規程に基づき、取締役及び使用人に対し、職務の執行に必要と認める適切な指導監督又は教育を、職制に基づいて行っております。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に関わる情報については、社内規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で本社において保存及び管理し、少なくとも10年間は取締役、監査役が閲覧可能な状態を維持してまいります。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 当社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社の取締役会が定める部署が組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行うものとしております。
- (b) 新たに生じたリスクについては、当社の取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めます。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、法令・定款に基づき、取締役会を設置しております。取締役会は、社内規程に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか、必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。
- また、取締役会とは別に常勤の取締役、監査役及び子会社取締役等で構成される会議体を設置し、定時に開催するほか、必要な都度、臨時に開催し、取締役会における審議の充実と意思決定の迅速化を図っております。
- e. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、社内規程に基づき、当社と子会社が相互に密接な連携のもとに、それぞれの経営の自主性を尊重しつつ、グループ全体の経営の効率化を追求し、かつ経営上の重要な案件を合理的に処理しております。
- (a) 子会社の取締役が他の取締役及び使用人の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに当社の取締役会とは別に構成される会議体に報告し、その是正を図ることとしております。
- (b) () 子会社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社の取締役会が定める部署が組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行うものとしております。
- () 新たに生じたリスクについては、当社の取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。
- () 当社は、子会社のリスク管理状況を適切に確認するため、取締役会とは別に構成される会議体において各子会社のリスクについても適宜報告を受け、その対応を検討・実施しております。
- (c) 子会社は、法令・定款に基づき、取締役会を設置しております。取締役会は、社内規程に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか、必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。
- また、取締役会とは別に構成される会議体に各社代表取締役が出席し各子会社の経営状況を報告することで、当社が子会社の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。
- (d) 当社は、子会社に取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて、経営の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。
- f. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の使用人を置くこととしております。
- (b) 前項の使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとしております。
- (c) (a)の使用人は、監査役から直接指示を受けて業務を行うものとしております。
- g. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当社の子会社の取締役、監査役及び使

用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制

- (a) 監査役は、取締役会、取締役会とは別に構成される会議体に出席するほか、財務資料・その他事項について適宜報告を求める体制をとっております。
- (b) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会、取締役会とは別に構成される会議体等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行っており、取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには直ちに監査役に報告する体制となっております。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行っております。
- (d) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、本項に定める報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないものとしております。

h. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。
- (b) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。
- (c) 監査役の職務を執行するうえで必要な費用については、その請求により、速やかに支払うものとしております。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することとしております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

イ. 被保険者の範囲 当社および子会社の取締役・監査役・執行役員・管理職立場の従業員

ロ. 保険契約の内容

- a. 個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して負担することとなった損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。
- b. 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因するD&O訴訟については、填補の対象外としています。
- c. 当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任・解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議においては、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議できる事項

イ．剰余金の処分

当社は、機動的かつ迅速な意思決定を可能とすべく、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

ロ．中間配当

当社は、機動的かつ迅速な意思決定を可能とすべく、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ハ．自己株式の処分

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応し財務戦略を機動的に実行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

二．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役に期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 22%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	吉松 徹郎	1972年 8月13日	1996年 4月 アンダーセンコンサルティング(現 アクセンチュア株式会社) 入社 1999年 7月 当社設立 代表取締役社長 2012年 5月 istyle Global (Hong Kong) Co.,Limited(現 istyle China Corporation Limited) 董事長 2012年 8月 istyle Global (Singapore) Pte. Limited 取締役(現任) 2014年 9月 istyle China Co., Limited 董事長 2014年12月 株式会社アイスタイルトレーディング 代表取締役 2015年 7月 istyle China Co., Limited 董事(現任) 2016年 6月 UTグループ株式会社 社外取締役 2018年 7月 株式会社アイスタイルキャリア 代表取締役 2018年10月 株式会社ブラネット 社外取締役(現任) 2019年 4月 株式会社ISタレントマネジメント設 立準備会社(現 株式会社Over The Border) 代表取締役 2019年 7月 株式会社アイメイカーズ(2020年4 月1日に株式会社アイスタイルト レーディングに吸収合併) 代表取締役 2020年 9月 株式会社Over The Border 取締役(現任) 2022年 9月 当社 代表取締役会長(現任)	(注) 5	7,161,607

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役副会長	菅原 敬	1969年 8月13日	1996年 5月 アンダーセンコンサルティング(現 アクセンチュア株式会社) 入社 2000年 1月 アーサー・D・リトル(ジャパン)株 式会社 入社 2001年 9月 当社 取締役 2008年 2月 株式会社コスメ・コム(現株式会社 アイスタイルリテール) 代表取締役 2012年 5月 istyle Global (Hong Kong) Co.,Limited(現istyle China Corporation Limited) 董事長 2015年 7月 株式会社アイスタイルトレーディング 取締役(現任) 2015年 9月 istyle Global (Singapore) Pte. Limited 代表取締役(現任) 2016年 6月 株式会社iSGSインベストメントワー クス 取締役(現任) 2016年10月 istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited 董事(現任) 2017年 7月 i-TRUE Communications Inc. 董事(現任) 2017年 7月 istyle USA, Inc. 代表取締役 2017年 7月 MUA Inc. 代表取締役(現任) 2018年 6月 Fringe81株式会社(現Unipos株式会 社) 社外取締役(現任) 2018年 6月 株式会社tsumug 社外取締役(現任) 2020年 1月 istyle Global (Hong Kong) Co.,Limited(現 istyle China Corporation Limited) 董事長兼総経理(現任) 2020年 1月 istyle China Co., Limited 董事長兼総経理(現任) 2020年 7月 経済同友会2021年度企業経営委員会 副委員長(現任) 2021年 3月 株式会社オープンエイト 社外取締役(現任) 2021年 6月 JVCAオープンイノベーション委員会 グローバル部会委員(現任) 2022年 3月 Glowdayz, Inc 取締役(現任) 2022年 9月 当社 取締役副会長(現任)	(注) 5	481,852

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	遠藤 宗	1973年9月10日	1996年4月 株式会社ヤナセ 入社 1998年5月 株式会社船井総合研究所 入社 2003年2月 株式会社大洋システムテクノロジー (現株式会社デジタルフォロン) 入社 2005年3月 株式会社たしる薬品 入社 2007年1月 株式会社コスメネクスト(現株式会 社アイスタイルリテール) 取締役 2012年6月 株式会社コスメ・コム(現株式会 社アイスタイルリテール) 取締役 2012年7月 当社 入社 2014年7月 株式会社コスメ・コム(現株式会 社アイスタイルリテール) 代表取締役 2014年7月 株式会社コスメネクスト(現株式会 社アイスタイルリテール) 代表取締役(現任) 2015年7月 株式会社アイスタイルトレーディング 代表取締役 2016年10月 istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited 董事長 2017年10月 株式会社アイメイカーズ(2020年4 月1日に(株)アイスタイルトレー ディングに吸収合併) 代表取締役 2018年4月 istyle Retail (Thailand) Co., Limited 代表取締役 2019年7月 株式会社アイスタイルキャリア 代表取締役 2022年9月 当社 代表取締役社長(現任)	(注) 5	100
取締役	山田 メユミ	1972年8月30日	1995年4月 香栄興業株式会社 入社 1997年5月 株式会社キスミーコスメチックス (現株式会社伊勢半) 入社 1999年7月 当社設立 代表取締役 2009年12月 当社 取締役(現任) 2012年5月 株式会社サイバースター(2017年7 月1日当社に吸収合併)* 代表取締役 2015年9月 株式会社メディア・グローブ 取締役(現任) 2016年3月 株式会社ISパートナーズ 代表取締役 2017年6月 セイノーホールディングス株式会 社 社外取締役(現任) 2017年6月 株式会社かんぼ生命保険 社外取締役 2019年11月 株式会社ISパートナーズ 取締役(現任) 2021年6月 SOMPOホールディングス株式会 社 社外取締役(現任) 2022年5月 株式会社セブン&アイ・ホールディ ングス 社外取締役(現任)	(注) 5	954,552

* 株式会社サイバースターは、2014年8月1日付で株式会社アイスタイルビューティソリューションズに社名を変更しております。

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	那珂 通雅	1964年 8月14日	1989年 4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 入社 2009年10月 シティグループ証券株式会社 取締役 2009年12月 シティグループ証券株式会社 取締役副社長 2010年11月 ストームハーバー証券株式会社 代表取締役社長 2011年 3月 GLM株式会社 監査役 2014年 7月 あすかアセットマネジメント株式会社 取締役 2014年 7月 株式会社eWell 取締役 2014年 9月 当社 取締役(現任) 2014年10月 ストームハーバー証券株式会社 取締役会長 2014年11月 株式会社ジーニー 取締役 2015年 7月 プリメント少額短期保険株式会社(現ミカタ少額短期保険株式会社) 取締役(現任) 2016年 7月 ボードウォーク・キャピタル株式会社 代表取締役(現任) 2017年 6月 株式会社アクセルレーター 代表取締役(現任) 2018年12月 ボードウォーク・トレーディング株式会社 取締役(現任) 2019年 3月 株式会社ビジョン 取締役(現任) 2020年 5月 株式会社ベクトル 取締役(現任) 2021年 5月 HOUYOU株式会社(現實結株式会社) 社外取締役(現任)	(注) 5	31,290
取締役	宇佐美 進典	1972年10月12日	1996年 4月 トーマツコンサルティング株式会社(現デロイトトーマツコンサルティング合同会社) 入社 1999年 9月 株式会社アクシブドットコム(現株式会社CARTA HOLDINGS) 設立 取締役COO 2002年 9月 株式会社アクシブドットコム(現株式会社CARTA HOLDINGS) 代表取締役CEO 2005年12月 株式会社サイバーエージェント 取締役 2018年10月 株式会社VOYAGE GROUP分割準備会社(現株式会社VOYAGE GROUP) 代表取締役 2019年 1月 株式会社CARTA HOLDINGS 代表取締役会長(現任) 2019年 1月 株式会社サイバー・コミュニケーションズ(現 CARTA COMMUNICATIONS) 取締役 2019年 7月 Fringe81株式会社(現Unipos株式会社) 社外取締役 2020年 1月 株式会社電通グループ DJNボード(現任) 2021年 9月 当社 取締役(現任)	(注) 5	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	原 陽年	1963年5月14日	1992年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 1997年4月 公認会計士登録 2001年8月 株式会社インテラセット 入社 社長室長 2005年9月 株式会社東洋新薬 入社 経営企画部長兼管理本部本部長 2007年10月 アーゲル・コンサルティング株式会社 取締役(現任) 2008年2月 当社 監査役(現任) 2013年12月 リネットジャパングループ株式会社 社外取締役監査等委員(現任)	(注) 6	
監査役	都 賢治	1959年11月14日	1983年4月 アーサーアンダーセン会計事務所 入所 1989年3月 都会計事務所設立 所長 1990年8月 株式会社アルタス設立 代表取締役(現任) 1992年9月 株式会社グロービス 取締役 2003年9月 株式会社マクロミル 監査役 2006年12月 当社 監査役(現任) 2011年3月 トレンダース株式会社 監査役(現任) 2011年7月 デジタルコスト株式会社 (現株式会社チームスピリット) 取締役 2012年8月 株式会社グライダーアソシエイツ 監査役 2013年6月 株式会社グロービス 監査役(現任) 2015年11月 税理士法人アルタス 代表社員(現任) 2016年7月 toBeマーケティング株式会社 監査役(現任) 2016年9月 SATORI株式会社 取締役(現任) 2017年6月 株式会社アシロ 監査役(現任) 2018年6月 株式会社サイバー・バズ 監査役(現任) 2019年12月 株式会社オープンエイト 監査役(現任) 2020年5月 株式会社フォトラクション 監査役(現任)	(注) 6	15,209
監査役	伊藤 章子	1979年12月9日	2004年12月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2008年7月 公認会計士登録 2014年10月 クリフィックス税理士法人 入所 2014年12月 税理士登録 2015年6月 ベットゴー株式会社 社外監査役 2017年10月 伊藤章子公認会計士事務所 代表(現任) 2018年3月 株式会社すららネット 社外監査役 2019年4月 ビクシーダストテクノロジーズ株式会社 社外監査役(現任) 2019年6月 ベットゴー株式会社 社外取締役監査等委員(現任) 2019年9月 当社 監査役(現任) 2020年7月 株式会社コンヴァノ 社外取締役(現任)	(注) 6	9,924
計					8,654,534

- (注) 1 取締役 那珂通雅及び宇佐美進典は、社外取締役であります。
2 監査役 原陽年、都賢治及び伊藤章子は、社外監査役であります。
3 各役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。なお、2022

年6月30日現在の実質持株数を記載しております。

- 取締役の山田メユミにつきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記していますが、戸籍上の氏名は、山田芽由美であります。
- 取締役の任期は、2022年6月期に係る定時株主総会終結の時から2023年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 監査役の任期は、2019年6月期に係る定時株主総会終結の時から2023年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であり、社外監査役は3名であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する判断基準を次のとおり定めております。社外取締役及び社外監査役の選定にあたっては、会社法及び株式会社東京証券取引所が定める基準に加え、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たす候補者を選定しております。

社外役員の独立性判断基準

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立社外役員とする。

上場会社を主要な取引先（直近の連結会計年度におけるその者の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けたものをいう。）とする者又はその業務執行者

上場会社の主要な取引先（直近の連結会計年度における当社の連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行ったもの、又は当社グループに対する融資残高が当社の連結総資産額の2%以上の額を占めていたものをいう。）又はその業務執行者

上場会社から役員報酬以外に多額金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

- (注) 1. 業務執行者とは、会社法施行規則に定める業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。
2. 多額とは、個人の場合には事業年度あたり1,000万円以上、団体（法人・組合等）の場合には総収入の2%以上の額をいう。

当社は、社外取締役那珂通雅、社外取締役宇佐美進典、社外監査役原陽年、社外監査役都賢治及び社外監査役伊藤章子を独立役員として、株式会社東京証券取引所に届出を行っております。

社外取締役那珂通雅は、株式会社ビジョンの社外取締役を兼任しており、同社と当社グループとは営業取引を行っておりますが、当該取引金額は、同社及び当社グループの直近の連結会計年度における連結売上高の2%未満であり、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。社外監査役都賢治は、株式会社オープンエイトの社外監査役を兼任しており、同社と当社グループとは営業取引を行っておりますが、当該取引金額は、同社及び当社グループの直近の連結会計年度における連結売上高の2%未満であり、主要な取引先には該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。なお、各社外役員の所有持株数は、役員一覧に記載のとおりです。上記以外に社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係等の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び相互連携並びに内部統制部門との連携

社外取締役2名、社外監査役3名は、会社経営者としての経験や、公認会計士、税理士としての幅広い知見と経験を有し、当社の取締役会に出席し、業務執行に関する意思決定について、監督、助言及び監査を実施しております。社外取締役2名は、経営管理部門及び内部統制部門との間で情報交換を行うことで業務の効率性及び有効性の向上に、また社外監査役3名は、情報交換を行うことで内部監査室及び内部統制部門との相互連携を図り、監査の効率性及び有効性の向上に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、原則として毎月、定例取締役会開催後に監査役会を開催し情報の共有を図っております。また、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムの整備状況について、業務監査及び会計監査を通じ確認しております。

当事業年度において当社は監査役会を21回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
原 陽年	21回	21回
都 賢治	21回	21回
伊藤 章子	21回	21回

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査実施計画や会計監査人の監査の方法及び結果の相当性のほか、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況やグループ全体でのコンプライアンス体制等です。

監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による取締役会とは別に構成される会議体及びその他の重要会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行いました。また監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室、各事業部門、当社グループの取締役及び監査役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

内部監査の状況

当社は、代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置しており、監査計画に基づき監査を実施しております。当社の全部門及び全子会社を対象として内部監査を実施しており、監査結果は、実施した都度、代表取締役へ報告を行っております。

当社の内部監査の人員は1名であり、内部監査について相当程度の知見と経験を有するものであります。

(内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携)

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。会計監査人とは、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役と会計監査人との間では、定期的に会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等が行われております。また、期末及び四半期ごとに実施される監査講評については、監査役及び内部監査室が同席することで情報の共有を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、また同監査法人は自主的に業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。また当社は、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、株主及び投資家にとって有用な会計情報を提供するための会計処理方法、開示方法の相談等、不断の情報交換を心がけております。

b. 継続監査期間

14年

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員業務執行社員 鈴木 登樹男

指定有限責任社員業務執行社員 古谷 大二郎

継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名、その他 7名

e. 監査法人の選定方針と理由

(選定方針)

当社の監査役及び監査役会では、監査法人候補の独立性と専門性を適切に評価するために、「会計監査人の監査の相当性判断に関する基準」を定めております。

当社監査役会は、「会計監査人の監査の相当性判断に関する基準」に従い、監査法人の監査実施状況の把握・評価を行っております。

(選定理由)

当社の監査役及び監査役会が有限責任監査法人トーマツを監査法人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性及び専門性、監査の実施状況、品質管理体制、監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

また、監査法人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について適宜確認を行っております。

(会計監査人の解任または不再任の決定の方針)

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、品質管理体制、独立性、経営者・監査等委員・財務経理部門とのコミュニケーションなどの選定方針の項目に基づき会計監査人を評価した結果、会計監査は適正であったと総合的に判断しております。

監査報酬の内容等

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	46		46	
連結子会社				
計	46		46	

前連結会計年度は、上記以外に前々連結会計年度の監査に係る追加報酬が1百万円発生しております。

当連結会計年度は、上記以外に前連結会計年度の監査に係る追加報酬が2百万円発生しております。

(非監査業務に基づく報酬の内容)

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュトーマツのメンバーファームに対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社				
連結子会社	1			
計	1			

(非監査業務に基づく報酬の内容)

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

当社の連結子会社であるistyle Retail (Thailand) Co., Limitedは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートマツのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

当連結会計年度

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、有限責任監査法人トーマツが策定した監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、両社で協議の上、代表取締役が監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査計画の内容、従前の職務遂行状況、必要な監査日数及び人員数等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1) 報酬制度の基本方針

- () 取締役の報酬等の総額については、役位及び担当職務に応じた基本額に各期の業績を考慮して決定します。
- () 取締役個々の報酬等については、会社の業績や経営内容、経済情勢及び各人の年度評価、次期の職責を勘案して決定します。

2) 報酬制度の体系

取締役の報酬体系は、各取締役の役位及び担当職務に応じた固定報酬のみとし、月次報酬として支給します。なお、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

3) 報酬の決定方法等

取締役の基本報酬については、取締役会が、委員の過半数が独立社外取締役・独立社外監査役で構成される指名報酬諮問委員会への諮問・答申を踏まえ、決定します。

b) 監査役の報酬等

監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、2004年9月28日開催の第5回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議されております。なお、定款上の監査役の員数は4名以内であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役 員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	83	83	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	26	26	-	-	-	6

- (注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役及び監査役それぞれ賞与を含め、取締役が年額250百万円以内、監査役が年額50百万円以内であります。
2. 上記の社外役員の報酬等の総額及び員数には、当事業年度中に退任した社外取締役1名を含んでおります。
3. 取締役への報酬については委員の過半数が独立社外取締役・独立社外監査役で構成される指名報酬委員会への諮問・答申を踏まえた上で決定されていることから、取締役会としては、その内容は取締役会で決裁された方針に沿うものであると判断しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的である株式には、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を、純投資目的以外の目的である投資株式には、それらの目的に加えて当社の中長期的な成長及び企業価値の向上に資すると判断し保有する株式を区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとし、その中には上場株式が含まれる場合もあります。

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合は、以下のとおり対応することといたします。

担当取締役が、適宜、政策保有株式を保有することの合理性の検証を行い、取締役会に諮ることとし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資しないと判断した場合は、株式市場の状況なども考慮しながら、売却することを検討いたします。

また、当社が高い議決権比率を有する投資先については、企業との対話を行い、当該会社の企業価値向上、及びそれによる当社の企業価値向上に寄与するかを基準として、議案に対する賛否を判断いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	210
非上場株式以外の株式	1	436

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社ハウス オブローゼ	260,000	260,000	株式会社ハウス オブ ローゼのプライベート化粧品 の海外拡販とアイスタイルグループの海外販路の 拡大を目指していくにあたり、両社の連携を一層 深めるため、株式を取得いたしました。 定量的な保有効果の記載は困難ではありますが、 保有の合理性はa.で記載の方法により検証して おります。	無
	436	427		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	19	475	19	415
非上場株式以外の株式	1	61	1	61

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)	
			含み損益	減損 処理額
非上場株式		3	29	
非上場株式以外の株式				

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年7月1日から2022年6月30日まで)及び事業年度(2021年7月1日から2022年6月30日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応するために、適正な財務報告のための社内体制構築、会計専門誌の購読、セミナーへの参加などを通して、積極的な専門知識を蓄積すること並びに情報収集活動に努めております。また、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年6月30日)	当連結会計年度 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,205	5,828
受取手形及び売掛金	2,707	
受取手形、売掛金及び契約資産		1 3,153
商品	2,146	2,331
営業投資有価証券	893	1,034
その他	540	652
貸倒引当金	2	6
投資損失引当金	65	65
流動資産合計	13,424	12,928
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,147	2,140
減価償却累計額	906	1,126
建物(純額)	1,241	1,014
リース資産	1,369	1,034
減価償却累計額	1,047	950
リース資産(純額)	322	84
その他	809	782
減価償却累計額	439	512
その他(純額)	369	270
有形固定資産合計	1,932	1,367
無形固定資産		
のれん	384	1,488
ソフトウェア	2,663	2,412
その他	282	376
無形固定資産合計	3,329	4,277
投資その他の資産		
投資有価証券	2 1,338	2 1,371
敷金及び保証金	1,845	1,796
繰延税金資産	71	135
その他	296	325
貸倒引当金		30
投資その他の資産合計	3,550	3,597
固定資産合計	8,811	9,241
資産合計	22,235	22,168

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年6月30日)	当連結会計年度 (2022年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,194	1,419
短期借入金	3 1,500	3 1,500
1年内返済予定の長期借入金	965	6,428
未払金	644	664
リース債務	355	117
未払法人税等	95	117
契約負債		516
賞与引当金	94	183
関係会社整理損失引当金	45	
事業構造改善引当金	3	
その他	986	743
流動負債合計	5,881	11,686
固定負債		
長期借入金	8,156	1,728
リース債務	81	27
繰延税金負債	3	
その他	4	75
固定負債合計	8,245	1,829
負債合計	14,126	13,516
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,756	4,756
資本剰余金	3,937	3,937
利益剰余金	443	983
自己株式	280	280
株主資本合計	7,970	7,430
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	59	319
為替換算調整勘定	8	705
その他の包括利益累計額合計	67	1,024
新株予約権	59	1
非支配株主持分	148	198
純資産合計	8,109	8,652
負債純資産合計	22,235	22,168

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
売上高	30,950	1 34,401
売上原価	16,627	18,563
売上総利益	14,323	15,838
販売費及び一般管理費	2 14,927	2 16,291
営業損失()	604	453
営業外収益		
受取利息	2	3
受取配当金	5	6
助成金収入	103	27
債務免除益	30	5
持分法による投資利益		107
その他	31	22
営業外収益合計	172	169
営業外費用		
支払利息	63	54
為替差損	65	133
持分法による投資損失	194	
投資事業組合運用損	13	2
遊休資産諸費用		84
その他	26	36
営業外費用合計	362	310
経常損失()	795	593
特別利益		
投資有価証券売却益	1,772	
関係会社株式売却益		16
新株予約権戻入益	38	58
受取補償金		13
関係会社整理損失引当金戻入額		8
段階取得に係る差益		114
特別利益合計	1,809	208
特別損失		
減損損失	3 175	3 211
臨時休業等による損失	4 16	
投資有価証券評価損	1	
関係会社株式売却損	173	
賃貸借契約解約損	38	
関係会社整理損	14	82
関係会社整理損失引当金繰入額	41	
固定資産除却損		2
その他		9
特別損失合計	456	305

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	558	690
法人税、住民税及び事業税	131	92
法人税等調整額	38	238
法人税等合計	169	147
当期純利益又は当期純損失()	389	544
非支配株主に帰属する当期純利益	10	28
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	379	571

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
当期純利益又は当期純損失()	389	544
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	17	56
為替換算調整勘定	218	737
持分法適用会社に対する持分相当額		322
その他の包括利益合計	1 235	1 1,115
包括利益	624	571
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	604	520
非支配株主に係る包括利益	20	51

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,703	2,882	822	280	5,484	76	216	292	97	125	5,413
会計方針の変更による累積的影響額											-
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,703	2,882	822	280	5,484	76	216	292	97	125	5,413
当期変動額											
新株の発行	1,053	1,053			2,106						2,106
親会社株主に帰属する当期純利益			379		379						379
自己株式の取得				0	0						0
連結子会社株式の売却による持分の増減		1			1						1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						17	208	225	38	23	210
当期変動額合計	1,053	1,054	379	0	2,486	17	208	225	38	23	2,696
当期末残高	4,756	3,937	443	280	7,970	59	8	67	59	148	8,109

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,756	3,937	443	280	7,970	59	8	67	59	148	8,109
会計方針の変更による累積的影響額			31		31					1	30
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,756	3,937	411	280	8,001	59	8	67	59	146	8,139
当期変動額											
新株の発行											
親会社株主に帰属する当期純損失()			571		571						571
自己株式の取得											
連結子会社株式の売却による持分の増減											
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						378	713	1,091	58	51	1,085
当期変動額合計			571		571	378	713	1,091	58	51	514
当期末残高	4,756	3,937	983	280	7,430	319	705	1,024	1	198	8,652

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	558	690
減価償却費	1,738	1,855
のれん償却額	71	154
減損損失	175	211
貸倒引当金の増減額(は減少)	2	4
賞与引当金の増減額(は減少)	134	86
事業構造改善引当金の増減額(は減少)	21	3
持分法による投資損益(は益)	194	107
受取利息及び受取配当金	8	9
支払利息	63	54
為替差損益(は益)	48	132
投資事業組合運用損益(は益)	13	2
投資有価証券評価損益(は益)	1	-
関係会社株式売却損益(は益)	173	16
投資有価証券売却損益(は益)	1,772	-
債務免除益	30	5
新株予約権戻入益	38	58
段階取得に係る差損益(は益)	-	114
臨時休業等による損失	16	-
賃貸借契約解約損	38	-
関係会社整理損	14	82
固定資産除却損	-	2
受取補償金	-	13
売上債権の増減額(は増加)	102	377
営業投資有価証券の増減額(は増加)	54	-
棚卸資産の増減額(は増加)	873	105
仕入債務の増減額(は減少)	200	183
未払金の増減額(は減少)	90	23
その他	106	188
小計	1,737	1,426
利息及び配当金の受取額	8	10
利息の支払額	61	53
新型コロナウイルス感染症による助成金の受取額	75	-
臨時休業による損失の支払額	112	-
補償金の受取額	-	13
法人税等の支払額	95	120
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,553	1,276

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	2,111	-
投資有価証券の取得による支出	20	20
投資事業組合からの分配による収入	-	146
有形固定資産の取得による支出	184	49
無形固定資産の取得による支出	1,256	1,156
差入保証金の差入による支出	6	26
差入保証金の回収による収入	15	152
定期預金の預入による支出	176	226
定期預金の払戻による収入	141	318
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2 659
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	7
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	204	-
その他	31	15
投資活動によるキャッシュ・フロー	389	1,529
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,500	-
長期借入金の返済による支出	1,652	965
リース債務の返済による支出	488	370
株式の発行による収入	2,091	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	14	-
自己株式の取得による支出	0	-
その他	4	19
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,557	1,354
現金及び現金同等物に係る換算差額	125	203
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	509	1,404
現金及び現金同等物の期首残高	6,584	7,094
現金及び現金同等物の期末残高	1 7,094	1 5,690

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称

株式会社アイスタイルリテール

株式会社アイスタイルトレーディング

株式会社アイスタイルキャリア

株式会社ISパートナーズ

株式会社メディア・グローブ

株式会社Over The Border

株式会社istyle me

istyle China Co., Limited

istyle Global (Singapore) Pte.Limited

istyle China Corporation Limited

istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited

i-TRUE Communications Inc.

MUA Inc.

Glowdayz, Inc.

なお、当連結会計年度において、連結子会社である、株式会社コスメネクストは2021年7月1日付で株式会社コスメ・コムを吸収合併し、株式会社アイスタイルリテールに社名変更しております。

また、連結子会社であった株式会社Eat Smartは、保有する全株式を売却したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。なお、連結子会社であったistyle Retail (Thailand) Co., Limited及びistyle USA, Inc.は、解散登記手続きが完了したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

さらに、Glowdayz, Inc.は2021年8月31日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

istyle Retail (Thailand) Co., Limited

istyle USA, Inc.

連結の範囲から除いた理由

解散登記手続きが完了したため連結の範囲から除外し、清算が終了するまで非連結子会社としております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

主要な会社等の名称

株式会社iSGSインベストメントワークス

LiME株式会社

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

istyle Retail (Thailand) Co., Limited

istyle USA, Inc.

持分法を適用しない理由

解散登記手続きが完了したため連結範囲から除外し、清算が終了するまで非連結子会社としており、持分法の適用範囲からも除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)アイスタイルリテール、(株)アイスタイルトレーディング、(株)アイスタイルキャリア、(株)ISパートナーズ、(株)メディア・グローブ、(株)Over The Border、(株)istyle meの決算日は6月30日、istyle China Co., Limited、istyle China Corporation Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、i-TRUE Communications Inc.、MUA Inc.、Glowdayz, Inc.は12月31日、istyle Global (Singapore) Pte. Limitedは3月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、istyle China Co., Limited、istyle China Corporation Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、i-TRUE Communications Inc.、MUA Inc.、Glowdayz, Inc.及びistyle Global (Singapore) Pte. Limitedは6月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、その他の連結子会社については子会社の決算日の財務諸表を使用しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

商品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

その他 4～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年から5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

投資損失引当金

投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主として、On Platform事業のサービスの提供については、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務が充足されるにしたがって、収益を認識しております。顧客へのサービスの提供が当社グループの役割が代理人に該当する取引については、当該対価から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

Beauty Service事業の化粧品ECサイトの運営の履行義務の充足時点については、当該商品は自国内での販売のみであり、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。Beauty Service事業の化粧品専門店の運営事業の履行義務については、商品を顧客へ引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しております。

さらに、他社が運営するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムにかかるポイント負担金について、ポイント負担金を差し引いた金額で収益認識することとしております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(連結納税制度の適用)

当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(重要な会計上の見積り)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
店舗用固定資産 1	1,713	1,207
店舗用固定資産に関する減損損失 2	95	130

- 1 連結貸借対照表の有形固定資産との差額は、店舗以外の固定資産です。
- 2 連結損益計算書の減損損失との差額は、店舗以外の資産に係る減損損失です。
内訳は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係)」に記載のとおりです。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である各店舗を基本単位として区分し、継続的な収支の把握が可能な資産単位でグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また継続してマイナスとなる見込みである店舗設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。香港の一部店舗において130百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

キャッシュ・フローの見積り期間について、主要な資産の経済的残存使用年数を見積り期間としておりません。また、キャッシュ・フローの見積り方法は、資産グループ毎に営業利益を見積りの上、必要な項目を加減算する方法で、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

日本では数度の緊急事態宣言が発令される等、日本を含む多くの国で新型コロナウイルスの一時的拡大がみられ、日本国内外の一部店舗においては、営業時間の短縮等による影響を受けております。

国内の店舗におきましては、前連結会計年度の連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した新型コロナウイルスの影響等の仮定について重要な変更はなく、将来キャッシュ・フローを算定しております。

また、香港店舗において、2022年2月の春節にあわせて入境制限の大幅な緩和を想定しておりましたが、香港内におけるオミクロン株の発生により、入境制限の大幅な緩和が見込めないため、インバウンド需要は回復しないと仮定して、将来キャッシュ・フローを算定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画における主要な仮定は、見積りの不確実性が高く、回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

なお、将来キャッシュ・フローにおいては、新型コロナウイルスの影響を加味しておりますが、新型コロナウイルス拡大による影響は不確実性が高く、感染拡大がさらに長期化した場合や深刻化した場合は、会計上の見積りに影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。また、広告に係る製作費について、従来制作物の納品時に一時点で収益を認識しておりましたが、広告の掲載にあわせて一定期間にわたって計上する方法に変更しております。さらに、他社が運営するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムにかかるポイント負担金について、従来は販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、ポイント負担金を差し引いた金額で収益認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項

また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は272百万円減少し、売上原価は30百万円減少し、販売費及び一般管理費は244百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ1百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は31百万円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

- 1 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2022年6月30日)
受取手形	33百万円
売掛金	3,017百万円
契約資産	103百万円
計	3,153百万円

- 2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年6月30日)	当連結会計年度 (2022年6月30日)
投資有価証券(株式)	47百万円	28百万円

- 3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。
連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年6月30日)	当連結会計年度 (2022年6月30日)
当座貸越極度額の総額	6,300百万円	6,300百万円
借入実行残高	1,500百万円	1,500百万円
差引額	4,800百万円	4,800百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
給与手当	3,851百万円	4,003百万円
賃借料	2,998百万円	2,937百万円
減価償却費(のれん償却を含む)	1,809百万円	2,009百万円
貸倒引当金繰入額	0百万円	0百万円
賞与引当金繰入額	94百万円	176百万円
支払手数料	1,491百万円	1,697百万円

3 減損損失

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
On Platform事業 事業資産	東京都	ソフトウェア	21百万円
		その他(無形固定資産)	8百万円
		のれん	42百万円
	計	71百万円	
Global事業 店舗設備	香港(2店舗)	建物	12百万円
		リース資産(有形)	79百万円
		その他(有形固定資産)	2百万円
		ソフトウェア	2百万円
	計	95百万円	
全社資産	東京都	建物	4百万円
		その他(有形固定資産)	2百万円
		敷金及び保証金	2百万円
	計	9百万円	
合計			175百万円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である各事業・各店舗を基本単位として区分し、継続的な収支の把握が可能な資産単位でグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また継続してマイナスとなる見込みである事業資産・店舗設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、On Platform事業の事業資産と全社資産につきましては、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能額は零と算定しております。店舗設備の使用価値の算定の際に適用した割引率は3.4%を用いております。

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
On Platform事業 事業資産	東京都	建物	4百万円
		その他(有形固定資産)	9百万円
		ソフトウェア	1百万円
	計		14百万円
Global事業 店舗設備	香港(4店舗)	建物	15百万円
		リース資産(有形)	105百万円
		その他(有形固定資産)	4百万円
	ソフトウェア	5百万円	
計		130百万円	
全社資産	東京都	建物	45百万円
		その他(有形固定資産)	4百万円
		敷金及び保証金	18百万円
	計		67百万円
合計			211百万円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である各事業・各店舗を基本単位として区分し、継続的な収支の把握が可能な資産単位でグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また継続してマイナスとなる見込みである事業資産・店舗設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、On Platform事業の事業資産と全社資産につきましては、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能額は零と算定しております。店舗設備の使用価値の算定の際に適用した割引率は3.5%を用いております。

4 臨時休業等による損失

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

当連結会計年度において、新型コロナウイルスの影響で、政府や地方自治体の要請により臨時休業した店舗の固定費(人件費・減価償却費・家賃等)を、臨時休業等による損失として特別損失に計上しております。

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	17百万円	56百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
税効果調整前	17百万円	56百万円
税効果額	- 百万円	- 百万円
その他有価証券評価差額金	17百万円	56百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	277百万円	654百万円
組替調整額	58百万円	82百万円
税効果調整前	218百万円	737百万円
税効果額	- 百万円	- 百万円
為替換算調整勘定	218百万円	737百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	- 百万円	322百万円
その他の包括利益合計	235百万円	1,115百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	68,043,800	6,103,000		74,146,800

(変動事由の概要)

新株発行による増加 6,100,000株

新株予約権行使による増加 3,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,693,533	34		2,693,567

(変動事由の概要)

自己株式の買取による増加 34株

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第9回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	1
	第14回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	3
	第15回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	11
	第21回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	0
	第22回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	0
	第23回新株予約権	普通株式	9,000,000	-	-	9,000,000	44

(注) 第21回から第22回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	74,146,800			74,146,800

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,693,567			2,693,567

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第9回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	1
	第21回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	0
	第22回新株予約権(ストック・オプション)	-	-	-	-	-	0
	第23回新株予約権	普通株式	9,000,000	-	9,000,000	-	-

(注) 1 第21回から第22回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使条件を満たしていません。

2 第23回新株予約権の当連結会計年度減少は、権利失効によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
現金及び預金	7,205百万円	5,828百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	139 "	165 "
預け金のうち容易に現金化可能なもの	27 "	27 "
現金及び現金同等物	7,094百万円	5,690百万円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

株式の取得により、新たにGlowdayz, Inc.を連結子会社としたことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出は次のとおりです。

流動資産	382百万円
固定資産	66 "
のれん	1,092 "
流動負債	62 "
固定負債	265 "
支配獲得時までの保有株式	215 "
段階取得に係る差益	114 "
為替換算調整勘定	4 "
同社株式の取得価額	880百万円
現金及び現金同等物	221 "
差引：取得による支出	659百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引及びIFRS第16号「リース」適用海外子会社におけるリース資産

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、IFRS第16号「リース」適用海外子会社における店舗及びオフィスの賃借料等であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2021年6月30日)	当連結会計年度 (2022年6月30日)
1年内	1,703百万円	1,677百万円
1年超	9,766 "	8,089 "
合計	11,470百万円	9,766百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しており、また設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等からの借入にて調達しております。デリバティブ取引については、ヘッジ手段として用いる場合を除き、原則として行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券

及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日となっております。短期借入金、長期借入金は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年6月30日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)受取手形及び売掛金	2,707		
貸倒引当金(2)	2		
	2,705	2,705	
(2)投資有価証券(3)	427	427	
(3)敷金及び保証金(4)	1,560	1,515	45
資産計	4,692	4,647	45
(1)支払手形及び買掛金	1,194	1,194	
(2)短期借入金	1,500	1,500	
(3)未払金	644	644	
(4)未払法人税等	95	95	
(5)長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	9,122	9,166	44
(6)リース債務 (長期リース債務を含む)	436	441	5
負債計	12,991	13,040	49

- 「現金及び預金」については、現金であること、および預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
- 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

営業投資有価証券

区分	前連結会計年度(百万円)
(1)上場株式(注1)	61
(2)非上場株式	833
投資損失引当金(注2)	65
小計	768
(3)転換社債型新株予約権付社債	0
合計	828

注1：TOKYO PRO Marketに上場している株式ですが、極端に流動性が低いため、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に含めております。

注2：非上場株式に係る投資損失引当金を控除しております。

投資有価証券

区分	前連結会計年度(百万円)
(1)非上場株式	482
(2)転換社債型新株予約権付社債	207
(3)投資事業組合への出資持分	222
合計	911

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 投資有価証券」には含めておりません。

- 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

当連結会計年度(2022年6月30日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)投資有価証券	436	436	
(2)敷金及び保証金	1,560	1,512	48
資産計	1,996	1,948	48
(1)長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	8,156	8,194	37
(2)リース債務 (長期リース債務を含む)	143	145	2
負債計	8,300	8,339	39

連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

- (注)1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注)2. 市場価格のない株式等は、「資産(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

営業投資有価証券

区分	当連結会計年度(百万円)
(1)上場株式(1)	61
(2)非上場株式	974
投資損失引当金(2)	65
	909
合計	969

- (1): TOKYO PRO Marketに上場している株式ですが、市場での取引がないため、市場価格のない株式等に含めております。
- (2): 非上場株式に係る投資損失引当金を控除しております。

投資有価証券

区分	当連結会計年度(百万円)
(1)非上場株式	248
(2)投資事業組合への出資持分(3)	686
合計	935

- (3): 投資事業組合への出資持分については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

- (注)3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2021年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,205			
受取手形及び売掛金	2,707			
合計	9,912			

当連結会計年度(2022年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,828			
受取手形、売掛金及び 契約資産	3,153			
合計	8,981			

(注) 4 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2021年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	965	6,428	154	104	104	1,365
リース債務	355	72	5	3	1	
合計	1,320	6,500	160	107	106	1,365

当連結会計年度(2022年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	6,428	154	104	104	104	1,261
リース債務	117	23	3	1		
合計	6,545	177	107	106	104	1,261

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年6月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	436			436
資産計	436			436

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年6月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		1,512		1,512
資産計		1,512		1,512
長期借入金 (1年内返済予定のものを 含む)		8,194		8,194
リース債務 (長期リース債務を含む)		145		145
負債計		8,339		8,339

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（長期リース債務を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年6月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式			
債券			
小計			
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	427	469	42
債券			
その他			
小計	427	469	42
合計	427	469	42

(注) 上場株式(TOKYO PRO Marketに上場している株式ですが、極端に流動性が低いため時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に含めております。連結貸借対照表計上額61百万円)、非上場株式(連結貸借対照表計上額1,315百万円)、転換社債型新株予約権付社債(連結貸借対照表計上額207百万円)、投資事業組合への出資持分(連結貸借対照表計上額222百万円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2022年6月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式			
債券			
小計			
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	436	469	33
債券	0	21	21
その他			
小計	436	490	53
合計	436	490	53

(注) 上場株式(TOKYO PRO Marketに上場している株式ですが、市場での取引がないため、市場価格のない株式等に含めております。連結貸借対照表計上額61百万円)、非上場株式(連結貸借対照表計上額1,222百万円)については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

また、投資事業組合への出資持分(連結貸借対照表計上額686百万円)についても、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,118	1,779	
債券			
その他			
合計	2,118	1,779	

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3	3	
債券			
その他			
合計	3	3	

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

当連結会計年度において54百万円(営業投資有価証券53百万円、投資有価証券1百万円)の減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

当連結会計年度においては、減損処理を行っておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	百万円	百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	38百万円	58百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社				
	第9回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第21回 新株予約権	第22回 新株予約権
決議年月日	2015年9月25日	2016年8月3日	2016年9月21日	2020年4月3日	2020年4月3日
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役1名	当社従業員1名	子会社取締役2名	当社従業員17名 当社子会社取締役1名	当社取締役2名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式9,600,000株	普通株式10,000株	普通株式60,000株	普通株式281,000株	普通株式1,000,000株
付与日	2015年10月16日	2016年8月4日	2016年9月23日	2020年4月24日	2020年4月24日
権利確定条件	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2016年6月期から2020年6月期のいずれかの期の営業利益が (a)営業利益が2,100百万円以上となった場合 行使可能割合：50% (b)営業利益が3,000百万円以上となった場合 行使可能割合：100%	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。	同左	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2021年6月期から2022年6月期のいずれかの期が (a)EBITDAが4,500百万円以上となった場合 行使可能割合：25% (b)EBITDAが5,000百万円以上となった場合 行使可能割合：25% (c)EBITDAが5,500百万円以上となった場合 行使可能割合：50%	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2021年6月期から2024年6月期のいずれかの期が (a)EBITDAが5,500百万円以上となった場合 行使可能割合：25% (b)EBITDAが6,000百万円以上となった場合 行使可能割合：25% (c)EBITDAが7,000百万円以上となった場合 行使可能割合：50%
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	同左	同左	同左	同左
権利行使期間	2016年10月1日から2025年9月30日まで	2018年8月5日から2021年8月4日まで	2018年9月24日から2021年9月23日まで	2021年10月1日から2023年3月31日まで	2021年10月1日から2024年10月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。
株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数の調整を行うものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
なお、2015年10月1日付にて1株に対して2株の割合で、2016年2月1日付にて1株に対して2株の割合で株式分割を行っておりますので、株式の付与数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社				
	第9回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第21回 新株予約権	第22回 新株予約権
決議年月日	2015年 9月25日	2016年 8月3日	2016年 9月21日	2020年 4月3日	2020年 4月3日
権利確定前					
前連結会計年度末(株)				212,200	1,000,000
付与(株)					
失効(株)					
権利確定(株)					
未確定残(株)				212,200	1,000,000
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	4,800,000	10,000	30,000		
権利確定(株)					
権利行使(株)					
失効(株)		10,000	30,000		
未行使残(株)	4,800,000				

単価情報

会社名	提出会社				
	第9回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第21回 新株予約権	第22回 新株予約権
決議年月日	2015年 9月25日	2016年 8月3日	2016年 9月21日	2020年 4月3日	2020年 4月3日
権利行使価格(円)	397	872	804	21	21
行使時平均株価(円)					
付与日における公正な評価単価(円)	0.25	329	360	0.01	0.01

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法
権利確定条件等を考慮し、失効数を見積もっております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しており、第9回新株予約権について、この会計処理を採用しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第9回、第21回、第22回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年6月30日)	当連結会計年度 (2022年6月30日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	673百万円	772百万円
税務上の繰越欠損金(注)3	1,410百万円	1,724百万円
ポイント未使用額	80百万円	77百万円
賞与引当金	26百万円	52百万円
貸倒引当金	1百万円	11百万円
未払事業税	7百万円	23百万円
営業投資有価証券	123百万円	123百万円
その他	155百万円	174百万円
繰延税金資産小計	2,474百万円	2,954百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)3	1,136百万円	1,625百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	826百万円	973百万円
評価性引当額小計(注)2	1,962百万円	2,598百万円
繰延税金資産合計	512百万円	356百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-百万円	156百万円
外国子会社合算課税	384百万円	-百万円
その他	60百万円	65百万円
繰延税金負債合計	444百万円	221百万円
繰延税金資産(負債)の純額	68百万円	135百万円

- (注) 1. 減損損失を減価償却超過額に含めて記載しております。
2. 評価性引当額が636百万円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が489百万円増加したことに伴うものであります。
3. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年6月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)			0	16	67	1,326	1,410百万円
評価性引当額			0	16	45	1,075	1,136百万円
繰延税金資産					23	251	(b) 274百万円

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越欠損金1,410百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産274百万円を計上しております。当該繰延税金資産274百万円は、当社における税務上の繰越欠損金の残高173百万円(法定実効税率を乗じた額)、連結子会社株式会社コスメネクストにおける税務上の繰越欠損金の残高67百万円(法定実効税率を乗じた額)、連結子会社株式会社アイスタイルトレーディングにおける税務上の繰越欠損金の残高31百万円(法定実効税率を乗じた額)、連結子会社株式会社ISパートナーズにおける税務上の繰越欠損金の残高0百万円(法定実効税率を乗じた額)及び連結子会社株式会社Over The Borderにおける税務上の繰越欠損金の残高2百万円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2022年6月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(c)				22	17	1,685	1,724百万円
評価性引当額				8	12	1,606	1,625百万円
繰延税金資産				14	5	79	(d) 98百万円

- (c) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(d) 税務上の繰越欠損金1,724百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産98百万円を計上しております。当該繰延税金資産98百万円は、当社における税務上の繰越欠損金の残高45百万円（法定実効税率を乗じた額）、連結子会社株式会社アイスタイルリテールにおける税務上の繰越欠損金の残高32百万円（法定実効税率を乗じた額）、連結子会社株式会社アイスタイルトレーディングにおける税務上の繰越欠損金の残高20百万円（法定実効税率を乗じた額）、連結子会社株式会社ISパートナーズにおける税務上の繰越欠損金の残高1百万円（法定実効税率を乗じた額）、連結子会社株式会社アイスタイルキャリアにおける税務上の繰越欠損金の残高0百万円（法定実効税率を乗じた額）及び連結子会社株式会社Over The Borderにおける税務上の繰越欠損金の残高0百万円（法定実効税率を乗じた額）について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。当連結会計年度は税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

(Glowdayz, Inc.)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 : Glowdayz, Inc.

事業の内容 : 「GLOWPICK」を中心としたマーケティング事業と化粧品流通事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、アジアを中心に海外事業を展開しており、中長期で世界を股にかけるプラットフォームの構築を目指しておりますが、昨今における新型コロナウイルスによる影響を鑑み、国内における収益事業への注力や事業の選択と集中を行うなど、収益性の改善に努めております。

しかしながら、将来への成長投資は不可欠であるため、財務状況と短期・中長期における業績寄与のバランスを慎重に検討した結果、今回Glowdayzの株式を取得し子会社化しました。

Glowdayzは、2013年7月に化粧品のクチコミやランキングのプラットフォームである「GLOWPICK」をオープンし、現在では韓国国内において最大級の規模を誇る美容の総合プラットフォームにまで成長いたしました。主な事業としては、同プラットフォームを中心としたマーケティング事業と、国内外でのパートナーシップを活かした化粧品流通事業を展開しており、当社のプラットフォームの柱であるメディア・EC・店舗との親和性も高く、今回の子会社化による連携強化で企業価値の向上に資するものと見込んでおります。

その将来的な成長可能性を鑑み、2019年4月にGlowdayzとの資本業務提携を締結し、当社従業員がGlowdayzの役員として経営に参画するなど積極的な成長支援を続けたことにより、直近決算期における売上高は大きく飛躍しました。この結果を受け、当社のプラットフォームへの寄与が高く見込めることから、この度子会社化しました。今後も引き続きGlowdayzの成長を加速させることでプラットフォームの基盤をより強固にし、当社グループの中長期的な成長を図ってまいります。

(3) 企業結合日

2021年8月31日（みなし取得日 2021年9月30日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合日直前に所有していた議決権比率	14.9%
企業結合日に取得した議決権比率	39.8%
取得後の議決権比率	54.8%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことにより、被取得企業の議決権の過半数を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年10月1日から2022年6月30日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合日直前に保有していた株式の企業結合日における時価	330百万円
企業結合日に追加取得した株式の対価	現金 880百万円
取得原価	1,209百万円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 114百万円

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

弁護士等に対する報酬・手数料等 8百万円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

1,092百万円

(2) 発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時における被取得企業の時価純資産を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

10年にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	382百万円
固定資産	66百万円
資産合計	448百万円
流動負債	62百万円
固定負債	265百万円
負債合計	327百万円

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	104百万円
営業損失()	66百万円
経常損失()	65百万円
税金等調整前当期純損失()	65百万円
親会社株主に帰属する 当期純損失()	65百万円
1株当たり当期純損失()	0.92円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定し、算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。また、企業結合時に認識されたのれんが当期首に発生したものとし、償却額を算定しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

資産除去債務の金額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

2. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループが使用している、一部建物の賃貸借契約において、当該賃貸建物等に係る有形固定資産(内部造作等)の除去などの原状回復が契約で要求されていることから、当該有形固定資産に関連する資産除去債務を計上しなければならない場合があります。この場合において、当該賃貸借契約に関連する敷金が資産計上されており、当該計上額に関連する部分について、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金に回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等 (単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,629	3,050
契約資産	77	103
契約負債	368	516

契約資産は主に、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は主に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金及び販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに関連するものです。当社グループから顧客にポイントが付与された時点で契約負債を計上し、利用又は失効した時点で履行義務を充足したと判断し、契約負債を取り崩しております。なお、顧客から受け取った前受金に関する契約負債は、収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、368百万円であります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの主な事業は化粧品関連事業であり、化粧品に関するクチコミサイト及び当該サイトを軸にしたOn Platform事業、Beauty Service事業、Global事業、その他事業を展開しております。したがって、当社グループは提供サービス及び取扱商品の区分により「On Platform事業」、「Beauty Service事業」、「Global事業」、「その他事業」の4つを報告セグメントとしております。

On Platform事業には、国内外でのマーケティング事業、プレミアム会員向けサービス等が属しております。

Beauty Service事業には、国内における化粧品ECサイトの運営、化粧品専門店の運営等が属しております。

Global事業には、日本国外で展開するサービスが属しております。

その他事業には、美容部員等を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。当該変更により、従来の方法に比べて、「On Platform事業」の売上高は36百万円減少、セグメント利益は6百万円減少し、「Beauty Service事業」の売上高は171百万円減少、セグメント利益は8百万円増加し、「Global事業」の売上高は65百万円減少、セグメント損失は1百万円増加しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

	報告セグメント					調整額 (百万円)	連結財務諸 表計上額 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	6,981	18,260	4,660	1,049	30,950		30,950
セグメント間の内部 売上高又は振替高	223	49	45	7	325	325	
計	7,204	18,309	4,704	1,056	31,274	325	30,950
セグメント利益又は損失 ()	1,313	271	157	18	867	1,471	604
セグメント資産	4,582	7,284	7,008	1,340	20,213	2,022	22,235
その他の項目							
減価償却費	997	320	359	12	1,688	50	1,738
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,165	112	1	1	1,279	18	1,296

- (注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 1,471百万円は、セグメント間取引消去15百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,486百万円であります。
2. セグメント資産の調整額2,022百万円は、セグメント間取引消去 7,883百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産9,905百万円であります。
3. 減価償却費の調整額50百万円は、セグメント間取引消去 8百万円及び各報告セグメントに帰属しない全社資産58百万円に係るものであります。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額18百万円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

5. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

	報告セグメント					調整額 (百万円)	連結財務諸 表計上額 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
一時点で移転される財		21,902	3,649	3	25,555		25,555
一定の期間にわたり 移転される財	7,317		598	932	8,847		8,847
顧客との契約から生じる 収益	7,317	21,902	4,247	935	34,401		34,401
外部顧客への売上高	7,317	21,902	4,247	935	34,401		34,401
セグメント間の内部 売上高又は振替高	402	16	7	12	438	438	
計	7,719	21,919	4,255	947	34,840	438	34,401
セグメント利益又は損失 ()	903	338	209	17	1,049	1,502	453
セグメント資産	4,202	6,630	6,266	1,256	18,353	3,815	22,168
その他項目							
減価償却費	1,288	274	232	5	1,799	56	1,855
減損損失	14		130		143	67	211
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,143	49	3		1,195	28	1,223

- (注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 1,502百万円は、セグメント間取引消去 2百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,504百万円であります。
2. セグメント資産の調整額3,815百万円は、セグメント間取引消去 7,045百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産10,860百万円であります。
3. 減価償却費の調整額56百万円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産56百万円に係るものであります。
4. 減損損失の調整額67百万円は、各報告セグメントに帰属しない管理部門に係るものであります。
5. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額28百万円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
6. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
27,111	3,796	42	30,950

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
1,591	342		1,932

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
31,308	3,049	44	34,401

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
1,265	102		1,367

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
減損損失	71		95		9	175

(注) 「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
減損損失	14		130		67	211

(注) 「全社・消去」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
当期償却額	8		57	6		71
当期末残高	-		366	18		384

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
当期償却額		6	148			154
当期末残高		12	1,476			1,488

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
1株当たり純資産額	110.60円	118.31円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	5.50円	8.00円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	5.28円	円

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在せず、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。
この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は0.45円増加し、1株当たり当期純損失は0.01円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	379	571
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	379	571
普通株式の期中平均株式数(株)	68,995,843	71,453,233
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	2,857,412	
(うち新株予約権)(株)	(2,857,412)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 4 銘柄 潜在株式の数1,252,200株	新株予約権 3 銘柄 潜在株式の数6,012,200株

(重要な後発事象)

(募集新株予約権(業績連動型新株予約権)の発行)

当社は、2022年8月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対し第26回新株予約権を、当社の取締役に対し第27回新株予約権を発行することを決議し、2022年9月13日に割当内容が確定し、割り当ていたしました。

概要は以下の通りとなっております。

・新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の向上に対する貢献意欲や士気をより一層高め、株主を意識した経営を一層推進することを目的として、当社取締役及び従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

当社は2020年4月3日開催の取締役会において、当社の従業員及び当社子会社取締役に対し第21回新株予約権を、当社の取締役に対し第22回新株予約権を発行することを決議し、付与しております。これらは中長期的な当社の企業価値の向上に対するコミットメントをさらに高めることを目的としており、行使の条件として利益目標の達成を設定しておりました。しかしながら、直近の当社業績等を鑑み行使の条件としている利益目標の変更が必要であると判断し、2022年9月13日に第21回及び第22回新株予約権を放棄によって消滅させた上で、第26回及び第27回新株予約権として発行いたしました。

業績条件達成による収益力向上によって、一株当たり当期純利益(EPS)は向上すると見込んでおり、最終的に既存株主の皆様の利益にもつながるものと考えております。

・第26回新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の割当日

2022年9月13日

(2) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2022年9月13日

(3) 本新株予約権の数

12,122個

(4) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	2名	400個	当社従業員	120名	10,822個
当社子会社取締役	3名	710個	当社子会社従業員	19名	190個

(5) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 1,212,200株(第26回新株予約権1個当たり100株)

(6) 発行価額

新株予約権1個当たり377円

(7) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額

1株当たり29.7円

行使価額は、当社普通株式の分割又は併合等その他一定の事由が生じた場合に適宜調整される。

(8) 新株予約権の行使期間

2023年10月1日から2026年2月28日まで

(9) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年6月期、2024年6月期及び2025年6月期のいずれかの事業年度において、EBITDAが2,500百万円以上の場合に、本新株予約権を行使することができる。

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費(のれん償却費を含む)を加算した額とする。なお、EBITDAの額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費(のれん償却費を含む)を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるEBITDAの額が適用される。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2024年12月31日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

当社は、本新株予約権の割当日から上記(9)の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記(9)の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(9)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

第27回新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の割当日

2022年9月13日

(2) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2022年9月13日

(3) 本新株予約権の数

20,000個

(4) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 2名 20,000個

(5) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 2,000,000株（第27回新株予約権1個当たり100株）

(6) 発行価額

新株予約権1個当たり261円

(7) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額

1株当たり29.7円

行使価額は、当社普通株式の分割又は併合等その他一定の事由が生じた場合に適宜調整される。

(8) 新株予約権の行使期間

2023年10月1日から2027年7月31日まで

(9) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2023年6月期、2024年6月期及び2025年6月期のいずれかの事業年度において、EBITDAが2,500百万円以上の場合に、本新株予約権を行使することができる。

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。なお、EBITDAの額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるEBITDAの額が適用される。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数

の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- A) 本新株予約権の割当日から2023年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の5%
- B) 本新株予約権の割当日から2024年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の5%
- C) 本新株予約権の割当日から2025年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の10%
- D) 本新株予約権の割当日から2026年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の10%
- E) 本新株予約権の割当日から2027年6月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の70%

ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

当社は、本新株予約権の割当日から上記(9)の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記(9)の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(9)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行）

当社は、2022年8月15日開催の取締役会において、Amazon.com, Inc. (以下「アマゾン」という。)との間で同日付で Capital and Business Alliance Agreement (「本業務資本提携契約」という。)を締結するとともに、アマゾンに対して第三者割当の方法により第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第24回新株予約権の発行を行うことについて決議し、以下の概要の通り発行しております。

また、当社は、三井物産株式会社(以下「三井物産」という。)との間で同日付で同社との業務提携に関する覚書を締結するとともに、三井物産に対して第三者割当の方法により第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことについて決議し、以下の概要の通り発行しております。

さらに、当社は、トリプルフォー投資事業組合(以下「トリプルフォー」という。)に対して第三者割当の方法により第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことについて決議し、以下の概要の通り発行しております。

加えて、当社は、当社代表取締役吉松徹郎の資産管理会社である株式会社ワイ(以下「ワイ」という。)に対して第三者割当により発行される第25回新株予約権の発行を行うことについて決議し、以下の概要の通り発行しております。

[概要]

・第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 募集の方法

第三者割当の方法により、アマゾンに割り当てる。

(2) 発行価額の総額

2,500百万円

(3) 払込期日

2022年9月6日

(4) 償還方法

額面100円につき金100円

(5) 償還期限

2025年9月6日(銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日)

- (6) 利率
本社債には利息は付さない。
- (7) 本新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式(単元株式数 100株)
- (8) 本新株予約権の数
10個
- (9) 本新株予約権の目的となる株式の数
9,541,984株
- (10) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額
本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
転換価額は、1株当たり262円とする。
転換価額は、当社普通株式の分割又は併合等その他一定の事由が生じた場合に適宜調整される。
- (11) 新株予約権の行使期間
2022年9月7日から2025年9月5日までとする。

・第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

- (1) 募集の方法
第三者割当の方法により、三井物産に割り当てる。
- (2) 発行価額の総額
1,500百万円
- (3) 払込期日
2022年9月6日
- (4) 償還方法
額面100円につき金100円
- (5) 償還期限
2025年9月6日(銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日)
- (6) 利率
本社債には利息は付さない。
- (7) 本新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式(単元株式数 100株)
- (8) 本新株予約権の数
6個
- (9) 本新株予約権の目的となる株式の数
5,725,190株
- (10) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額
本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
転換価額は、1株当たり262円とする。
転換価額は、当社普通株式の分割又は併合等その他一定の事由が生じた場合に適宜調整される。
- (11) 新株予約権の行使期間
2022年9月7日から2025年9月5日までとする。

・第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

- (1) 募集の方法
第三者割当の方法により、トリプルフォーに割り当てる。
- (2) 発行価額の総額
1,000百万円
- (3) 払込期日
2022年9月6日
- (4) 償還方法
額面100円につき金100円
- (5) 償還期限
2025年9月6日(銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日)
- (6) 利率
本社債には利息は付さない。
- (7) 本新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式(単元株式数 100株)

- (8) 本新株予約権の数
4 個
- (9) 本新株予約権の目的となる株式の数
3,816,793株
- (10) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額
本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
転換価額は、1株当たり262円とする。
転換価額は、当社普通株式の分割又は併合等その他一定の事由が生じた場合に適宜調整される。
- (11) 新株予約権の行使期間
2022年9月7日から2025年9月5日までとする。
第3回無担保転換社債型新株予約権付社債については2022年9月7日に新株予約権の行使が完了しており、資本金が500百万円、資本準備金(連結貸借対照表上は資本剰余金)が500百万円増加しております。

・ 第24回新株予約権に関する事項

- (1) 募集の方法
第三者割当の方法により、アマゾンに割り当てる。
- (2) 発行価額(払込価額)
114百万円(第24回新株予約権1個当たり 261 円)
- (3) 払込期日
2022年9月6日
- (4) 本新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式(単元株式数 100株)
- (5) 本新株予約権の数
436,047個
- (6) 本新株予約権の目的となる株式の数
43,604,700株(第24回新株予約権1個当たり 100 株)
- (7) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額
1株当たり262円
行使価額は、当社普通株式の分割又は併合等その他一定の事由が生じた場合に適宜調整される。
- (8) 新株予約権の行使期間
2022年9月7日から2027年9月6日まで
- (9) 新株予約権の行使の条件
原則として、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の全てが転換された後でないと行使できない。

・ 第25回新株予約権に関する事項

- (1) 募集の方法
第三者割当の方法により、ワイに割り当てる。
- (2) 発行価額(払込価額)
18百万円(第25回新株予約権1個当たり 261 円)
- (3) 払込期日
2022年9月6日
- (4) 本新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式(単元株式数 100株)
- (5) 本新株予約権の数
70,000個
- (6) 本新株予約権の目的となる株式の数
7,000,000株(第25回新株予約権1個当たり 100 株)
- (7) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額
1株当たり262円
行使価額は、当社普通株式の分割又は併合等その他一定の事由が生じた場合に適宜調整される。
- (8) 新株予約権の行使期間
2022年9月7日から2027年9月6日まで

以上の新規発行により、以下の資金使途に充当する予定です。

具体的な使途	金額	支出予定時期
--------	----	--------

2022年10月に予定されている長期借入金の一括返済資金	5,058百万円	2022年10月
テクノロジー投資	11,018百万円	
(内訳)		
a. サービス開発のためのソフトウェア開発	(6,358百万円)	2023年1月 ~ 2027年12月
b. IT基盤や情報セキュリティ強化のためのテクノロジー投資	(4,660百万円)	2023年1月 ~ 2027年12月
2022年11月以降に返済が予定されている借入金の返済	2,240百万円	2022年11月 ~ 2027年12月
合計	18,316百万円	

(注) 上記金額は払込金額の総額から発行諸費用の概算額75百万円を控除した金額です。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,500	1,500	0.68	
1年以内に返済予定の長期借入金	965	6,428	0.32	
1年以内に返済予定のリース債務	355	117	1.81	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	8,156	1,728	0.74	23年7月～ 29年12月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	81	27	1.93	23年7月～ 25年12月
合計	11,058	9,800		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	154	104	104	104
リース債務	23	3	1	

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	7,784	17,109	25,467	34,401
税金等調整前四半期 (当期)純損失() (百万円)	110	747	681	690
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損 失() (百万円)	52	603	620	571
1株当たり四半期 (当期)純損失() (円)	0.73	8.44	8.68	8.00

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益又は1株当たり 四半期純損失() (円)	0.73	7.71	0.24	0.68

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当事業年度 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,541	4,376
売掛金	1,998	-
売掛金及び契約資産	-	1,968
商品	1	1
営業投資有価証券	475	536
未収入金	1,277	1,553
立替金	1,98	1,111
前払費用	82	107
関係会社短期貸付金	2,685	2,182
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	768	1,004
その他	1,98	1,96
貸倒引当金	641	1,527
投資損失引当金	65	65
流動資産合計	7,316	8,342
固定資産		
有形固定資産		
建物	130	64
工具、器具及び備品	33	8
リース資産	21	11
有形固定資産合計	184	83
無形固定資産		
ソフトウェア	2,556	2,336
商標権	95	118
リース資産	0	0
その他	186	257
無形固定資産合計	2,837	2,711
投資その他の資産		
投資有価証券	859	1,332
関係会社株式	4,818	4,856
長期貸付金	-	30
関係会社長期貸付金	3,118	1,938
繰延税金資産	363	114
その他	641	611
貸倒引当金	782	30
投資その他の資産合計	9,017	8,851
固定資産合計	12,038	11,646
資産合計	19,354	19,988

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当事業年度 (2022年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 120	1 116
短期借入金	2 1,500	2 1,500
関係会社短期借入金	1,293	835
1年内返済予定の長期借入金	965	6,428
リース債務	11	8
未払金	1 400	1 463
未払費用	1 79	1 135
未払法人税等	2	54
前受金	137	-
契約負債	-	186
預り金	283	346
賞与引当金	55	131
事業構造改善引当金	3	-
その他	1 49	45
流動負債合計	4,897	10,247
固定負債		
長期借入金	8,156	1,728
関係会社長期借入金	1,000	1,892
リース債務	11	4
その他	1	0
固定負債合計	9,169	3,625
負債合計	14,066	13,872
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,756	4,756
資本剰余金		
資本準備金	4,527	4,527
その他資本剰余金	201	201
資本剰余金合計	4,728	4,728
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,915	3,408
利益剰余金合計	3,915	3,408
自己株式	280	280
株主資本合計	5,289	5,796
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	59	319
評価・換算差額等合計	59	319
新株予約権	59	1
純資産合計	5,288	6,116
負債純資産合計	19,354	19,988

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年 7月 1日 至 2021年 6月 30日)	当事業年度 (自 2021年 7月 1日 至 2022年 6月 30日)
売上高	1 6,632	1 7,012
売上原価	1 1,155	1 1,134
売上総利益	5,477	5,879
販売費及び一般管理費	1, 2 5,649	1, 2 6,489
営業損失()	172	610
営業外収益		
受取利息	1 51	1 56
受取配当金	5	1 1,363
為替差益	32	228
助成金収入	31	-
関係会社業務受託収入	1 4	1 0
その他	15	135
営業外収益合計	139	1,783
営業外費用		
支払利息	1 77	1 100
貸倒引当金繰入額	566	493
投資事業組合運用損	40	2
遊休資産諸費用	-	84
その他	16	35
営業外費用合計	698	714
経常利益又は経常損失()	732	458
特別利益		
関係会社清算益	-	27
関係会社株式売却益	-	15
新株予約権戻入益	38	58
特別利益合計	38	100
特別損失		
減損損失	9	81
関係会社株式売却損	135	-
投資有価証券評価損	1	-
関係会社株式評価損	547	-
抱合せ株式消滅差損	5	-
賃貸借契約解約損	38	-
関係会社整理損	14	-
その他	-	9
特別損失合計	747	90
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1,441	468
法人税、住民税及び事業税	28	147
法人税等調整額	363	98
法人税等合計	335	49
当期純利益又は当期純損失()	1,106	517

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)		当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費	1	39	3.4	26	2.3
経費		1,116	96.6	1,107	97.7
売上原価		1,155	100.0	1,134	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	1,035	1,074

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	3,703	3,474	201	3,675	2,809	2,809	280	4,289	76	76	97	4,310
会計方針の変更による累積的影響額												-
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,703	3,474	201	3,675	2,809	2,809	280	4,289	76	76	97	4,310
当期変動額												
新株の発行	1,053	1,053		1,053				2,106				2,106
当期純損失()					1,106	1,106		1,106				1,106
自己株式の取得							0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								-	17	17	38	21
当期変動額合計	1,053	1,053	-	1,053	1,106	1,106	0	999	17	17	38	978
当期末残高	4,756	4,527	201	4,728	3,915	3,915	280	5,289	59	59	59	5,288

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	4,756	4,527	201	4,728	3,915	3,915	280	5,289	59	59	59	5,288
会計方針の変更による累積的影響額					9	9		9				9
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,756	4,527	201	4,728	3,925	3,925	280	5,279	59	59	59	5,279
当期変動額												
新株の発行												
当期純利益					517	517		517				517
自己株式の取得												
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								-	378	378	58	320
当期変動額合計	-	-	-	-	517	517	-	517	378	378	58	837
当期末残高	4,756	4,527	201	4,728	3,408	3,408	280	5,796	319	319	1	6,116

【注記事項】

(重要な会計方針)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

その他 4～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年から5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

投資損失引当金

投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主として、On Platform事業のサービスの提供については、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務が充足されるにしたがって、収益を認識しております。顧客へのサービスの提供が当社の役割が代理人に該当する取引については、当該対価から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(5) その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(重要な会計上の見積り)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	4,818	4,856
関係会社短期貸付金	2,685	2,182
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	768	1,004
関係会社長期貸付金	3,118	1,938
貸倒引当金（流動）	641	1,527
関係会社株式評価損	547	

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

関係会社に対する投資等、市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理することとしております。また、発行会社の直近の財務諸表を基礎に算定した1株当たりの純資産に所有株式数を乗じた金額をもって実質価額とするほか、発行会社の超過収益力を反映して買収した会社については、超過収益力等を反映した価額を実質価額としています。また、財政状態が悪化した関係会社への貸付金については、個別に回収可能性を評価し、回収不能と認められる金額について引当金を計上しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力を反映した実質価額の算定及び貸付金の回収可能価額の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。その見積りの基礎となる将来計画の成長率の合理性を主要な仮定として、将来キャッシュ・フローを算定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の仮定は経営者の最善の見積りによって決定されておりますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。また、広告に係る制作費について、従来制作物の納品時に一時点で収益を認識していましたが、広告の掲載にあわせて一定期間にわたって計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項ただし書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「預り金」は、当事業年度より「契約負債」及び「預り金」に含めて表示しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当事業年度の売上高は108百万円減少し、売上原価は102百万円減少し、営業損失は6百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は9百万円減少しております。

当事業年度の1株当たり純資産額は0.19円減少し、1株当たり当期純利益は0.06円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「1年内回収予定の関係会社長期貸付金」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた865百万円は、「1年内回収予定の関係会社長期貸付金」768百万円、「その他」98百万円として組み替えております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりです。

	前事業年度 (2021年6月30日)	当事業年度 (2022年6月30日)
短期金銭債権	316百万円	521百万円
短期金銭債務	189百万円	280百万円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年6月30日)	当事業年度 (2022年6月30日)
当座貸越極度額の総額	6,300百万円	6,300百万円
借入実行残高	1,500百万円	1,500百万円
差引額	4,800百万円	4,800百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	486百万円	698百万円
仕入高	358百万円	398百万円
販売費及び一般管理費	290百万円	258百万円
営業取引以外の取引による取引高	81百万円	1,464百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
給料手当	1,916百万円	1,968百万円
減価償却費(のれん償却を含む)	1,042百万円	1,325百万円
貸倒引当金繰入額	0百万円	1百万円
賞与引当金繰入額	42百万円	92百万円
支払手数料	435百万円	474百万円
おおよその割合		
販売費	10.7%	13.8%
一般管理費	89.3%	86.2%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式
前事業年度(2021年6月30日)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	4,772
(2) 関連会社株式	46
計	4,818

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(2022年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	4,810
(2) 関連会社株式	46
計	4,856

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年6月30日)	当事業年度 (2022年6月30日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	220百万円	286百万円
関係会社株式	906百万円	236百万円
ポイント未使用額	77百万円	99百万円
貸倒引当金	436百万円	477百万円
賞与引当金	13百万円	30百万円
営業投資有価証券	123百万円	123百万円
その他有価証券評価差額金	18百万円	11百万円
税務上の繰越欠損金	532百万円	765百万円
その他	99百万円	103百万円
繰延税金資産小計	2,424百万円	2,129百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	359百万円	720百万円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	1,697百万円	1,140百万円
評価性引当額小計	2,056百万円	1,860百万円
繰延税金資産合計	367百万円	269百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	- 百万円	156百万円
未収還付事業税等	4百万円	- 百万円
繰延税金負債合計	4百万円	156百万円
繰延税金資産純額	363百万円	114百万円

(注) 減損損失を減価償却超過額に含めて記載しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年6月30日)	当事業年度 (2022年6月30日)
法定実効税率	- %	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	- %	1.4%
外国子会社合算課税	- %	85.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	- %	88.2%
住民税均等割等	- %	2.1%
評価性引当額	- %	41.9%
その他	- %	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	- %	10.5%

前事業年度は、税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	130	3	49 (49)	21	64	167
	工具、器具及び備品	33	-	13 (13)	12	8	100
	リース資産	21	-	-	10	11	40
	計	184	3	62 (62)	43	83	307
無形固定資産	ソフトウェア	2,556	1,045	1 (1)	1,265	2,336	3,956
	商標権	95	41	0	17	118	67
	リース資産	0	-	-	0	0	1
	その他	186	1,150	1,079	0	257	1
	計	2,837	2,236	1,080 (1)	1,281	2,711	4,025

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア：オンプラットフォーム基盤 133百万円

プラットフォーム基盤 593百万円

ビューティーサービス基盤 307百万円

2 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物：オフィスを一部遊休資産としたため43百万円、事業所移転をするため2百万円、一部事業を休止するため4百万円の減損損失を計上しております。

工具、器具及び備品：オフィスを一部遊休資産としたため4百万円、一部事業を休止するため、9百万円の減損損失を計上しております。

ソフトウェア：一部事業を休止するため、1百万円の減損損失を計上しております。

なお、当該減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動)	641	1,527	641	1,527
貸倒引当金(固定)	782	30	782	30
賞与引当金	55	131	55	131
投資損失引当金	65	-	-	65
事業構造改善引当金	3	-	3	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	株主の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.istyle.co.jp/index.html
株主に対する特典	毎年6月30日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元以上を保有する株主の皆様を対象とし、化粧品オンラインショッピングサイト「@cosme SHOPPING」商品購入時にご利用可能な割引券6,400円相当(600円相当×4枚、1,000円相当×4枚)及び「@cosme TOKYO」「@cosme STORE」での限定お買い物割引券(10%割引券×3枚)を贈呈いたします。

(注) 当社の株主は、当社定款の定めにより、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第22期(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)2021年9月29日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年9月29日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第23期第1四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)2021年11月5日関東財務局長に提出。

第23期第2四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)2022年2月14日関東財務局長に提出。

第23期第3四半期(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)2022年5月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2021年9月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。

2021年11月16日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2022年5月11日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2022年5月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2022年5月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行)に基づく臨時報告書であります。

2022年8月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行)に基づく臨時報告書であります。

2022年8月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

2022年8月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2022年8月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

2022年9月16日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2022年9月27日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2022年9月13日関東財務局長に提出。

2022年8月15日提出の臨時報告書(届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行)に係る訂正報告書であります。

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

新株予約権証券及び新株予約権付社債の発行 2022年8月15日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年9月27日

株式会社アイスタイル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登 樹 男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 谷 大 二 郎

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイスタイルの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイスタイル及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

@cosme TOKYOの固定資産の減損の認識判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結貸借対照表に計上されている固定資産（残高9,241百万円）には、株式会社アイスタイルリテールが運営する原宿駅前フラッグシップショップである@cosme TOKYOの有形固定資産756百万円、無形固定資産16百万円、投資その他の資産179百万円の合計951百万円が含まれており、総資産の4.3%を占めている。</p> <p>@cosme TOKYOは2020年1月にオープンしているが、その直後に新型コロナウイルス感染症が拡大し、当初の想定通りの客数を獲得できていないため、減損の兆候が生じている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社グループは、店舗事業において各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としており、減損の兆候を判定している。減損の兆候が把握された店舗については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該固定資産の帳簿価額を下回るものについて、減損の認識を行っている。</p> <p>当該固定資産の減損の認識判定に必要な将来キャッシュ・フローの見積りには、客数、客単価の将来見込み及び新型コロナウイルス感染症の影響度合いなどの重要な仮定が用いられている。</p> <p>これらの見積りにおける重要な仮定は、経営者の判断に重要な影響を受けるため、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、@cosme TOKYOの固定資産の減損の認識判定を検討するにあたり、経営者による将来キャッシュ・フローの見積りに関して主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローについて、その基礎となる将来計画が経営者によって承認された最新の予算と整合しているかを検証した。 ・将来キャッシュ・フローの基礎となる将来計画について、客数、客単価などの重要な仮定と整合的に作成されているかを検証した。 ・将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる客数、客単価の将来見込みなどの重要な仮定について、過去の予算と実績の比較、最新の入店状況や販売状況、その他の利用可能な内部及び外部のデータとの比較を実施したうえで、会社のビジネスに対する当監査法人の理解に照らして、合理性を評価した。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞が将来キャッシュ・フローに及ぼす影響について、経営者への質問等により検討し、外部の情報源に基づく客観性のある情報に照らすことで合理性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイスタイルの2022年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイスタイルが2022年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年9月27日

株式会社アイスタイル
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登 樹 男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 谷 大 二 郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイスタイルの2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイスタイルの2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社はグループの経営管理機能を担っており、当事業年度の貸借対照表には、関係会社株式4,856百万円、関係会社貸付金合計5,124百万円が含まれ、総資産の49.9%を関係会社投融資が占めている。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は非上場の関係会社株式については、発行会社の直近の財務諸表を基礎に算定した1株当たりの純資産に所有株式数を乗じた金額をもって実質価額とするほか、発行会社の超過収益力を反映して買収した会社については、超過収益力等を反映した価額を実質価額としている。財政状態の悪化や超過収益力の減少により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性があるとして認められる場合を除き、相当の減額を行うこととしている。また、財政状態が悪化した関係会社への貸付金については、個別に回収可能性を評価し、回収不能と認められる金額について引当金を計上している。これらの会計処理の結果として、当事業年度においては、関係会社貸付金に対する貸倒引当金残高1,527百万円が計上されている。</p> <p>実質価額の算定に含まれる超過収益力、関係会社貸付金の回収可能性には、将来キャッシュ・フローの見積りが含まれており、将来計画における成長率の合理性等、重要な仮定が用いられている。これらの見積りにおける重要な仮定は、経営者の判断に重要な影響を受けるため、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式及び関係会社貸付金について、その評価の妥当性を検討するために、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質価額の算定基礎となる各社の財務情報が直近実績を適切に反映するものであるかを確かめるため、関係会社のうち、重要な構成単位の財務諸表については必要と認める実証手続、重要な構成単位以外の構成単位の財務諸表については分析手続を実施した。 ・実質価額に超過収益力が含まれる関係会社について、取得時点の事業計画と実績の比較、及び期末時点での外部環境と照らして、超過収益力の毀損の兆候の有無を検討した。 ・財政状態の悪化による実質価額が著しく低下していると判定され、回復可能性があるとして経営者が減額を行わなかった株式について、将来計画における成長率等の重要な仮定の合理性を過去の予算と実績の比較、その他の利用可能な内部及び外部のデータとの比較を実施し、会社のビジネスに対する当監査法人の理解に照らして、重要な仮定の合理性を検討した。当検討結果をもとに回復可能性の判断が適切に行われているかを確かめた。 ・関係会社貸付金の回収可能性の評価において、将来計画における成長率等の重要な仮定の合理性を過去の予算と実績の比較、その他の利用可能な内部及び外部のデータとの比較を実施し、会社のビジネスに対する当監査法人の理解に照らして検討した。当検討結果をもとに、回収可能性が適切に評価され、回収不能見込額が適切に会計処理されているかを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。